

応仁・文明の乱と尼子氏

—— 文書の声を聴く ——

松江市史専門委員 原 慶三

はじめに

戦国大名尼子氏の成立に関しては、応仁・文明の乱で守護代尼子清貞の獲得した所領と権限が大きな役割を果たしたとされてきた。その根拠となったのは、佐々木文書に残された尼子氏が守護京極氏から得た文書群である。同文書は戦前には①『大日本史料』第8編⁽¹⁾と②『島根県史』第7巻⁽²⁾に収録され、近年では③『戦国大名尼子氏の伝えた文書－佐々木文書』⁽³⁾（以下では『佐々木』）と④『出雲尼子史料集』⁽⁴⁾（以下では『尼子』）が刊行された。

だが、当該期の佐々木文書はあくまでも特定の意図に基づき残されたものであり、それを踏まえない分析は、結果として虚像を描いてしまうことになる。また同文書には年紀を欠くものが多く、分析には正確な年次比定が必要不可欠である。本論文では、その作業を具体化し、そこから何が明らかとなるかを示し、戦国大名尼子氏の成立過程の一端について考察したい。戦国大名論や戦国期地域社会論を踏まえた尼子氏と出雲国の戦国期研究が必要なのはいうまでもないが、本稿は研究の前提となる基礎的作業について、史料収集は進んだが、その分析が十分なされていないという理解に基づく。その意味で、中世前期の出雲大社について再検討した論文と同様、副題を「文書の声を聴く」とした。その判断の当否は読まれた方に委ねることになるが、正確な年次比定と徹底した史料批判に基づき分析を行っていく。関係史料は、いずれも活字になっているが、その年次比定と文書の持つ意味についてきちんと分析したものがないため、個々の史料を引用しながら述べていく。

①では、守護京極政高の発給文書のうち年紀を欠く文書の多くが年未詳として扱われ、それが②と③にも影響している。それに対して④は可能な限り年次比定を行いながらも、比定を可能とする守護京極政高の花押の変化に注目しなかったため、結果として年次比定に混乱がみられる。

尼子氏研究としては、古典とでもいべき米原正義氏の業績⁽⁵⁾から近年の長谷川博史氏の業績⁽⁶⁾に至るまでのものがあるが、いずれも以上の作業が十分ではなく、結果としては戦国大名尼子氏の各段階の評価が裏付けを欠いたままなされた形となっている（後述）。そうした中、当該文書について、「京極氏恩賞予約説」に基づき通説を批判した岡崎英雄氏の仕事⁽⁷⁾は、問題点は含むが、注目に値する。

一方、錦織勤氏は佐々木文書の美保関に関する史料に着目され、当時の日本海水運のあり方について新たな説を提示された⁽⁸⁾。その内容には注目すべき点もあるが、他の佐々木文書と関連づけて分析するという作業－なぜその時点でそのような命令が出されたのか－を欠いた評価であるという点が大きな問題点である⁽⁹⁾。

1、意図して残された文書

佐々木文書は、東大史料編纂所に影写本⁽¹⁰⁾、島根県立図書館に謄写本⁽¹¹⁾が架蔵されているが、原

本は所在が不明となっている。写本が残っていなければ、その内容を知ることはできず、尼子氏研究も大きく影響を受けたであろう。出雲国の有力国人の家に保存されてきた文書のほとんどは失われており、わずかに赤穴氏（佐波氏庶子、原本⁽¹²⁾）と牛尾氏⁽¹³⁾（写本）・三刀屋氏⁽¹⁴⁾（写本）のものが残っているのみである。

佐々木文書を考える上で重要なのは、尼子氏関係のものが原本が残されていたのに対し、京極氏関係のものは写である点である。永正5年（1508）に京極宗済は守護職を孫に譲るとともに、文書を渡してくれるよう、尼子経久と多賀紀伊守に依頼をしているが、実際に文書は京極氏関係者に渡され、尼子氏はその写を保持したのである。この点は尼子氏と京極氏の関係を考える上で重要である。『佐々木』、『尼子』とともに尼子氏が保持した京極氏関係文書を案文として扱っているが、文書発給の過程で写して宛所の相手に渡されたものが案文であり、この場合は写に他ならない。

ここで扱うのは、佐々木文書のうち、「五、文書類」中の以下のように記されている文書である（島根県立図書館蔵写本による）。

「一、尼子刑部少輔清定 同又四郎経久（後民部少輔伊豫守ト云）

右兩人江京極大膳大夫持清入道生觀同治部少輔政高、其外ヨリ當ル感状證文等ノ贈 壱帖」
史料編纂所の影写本では「佐々木文書 一」として収録されている。漢数字の号数はこの影写本中の号数である。後述のように、尼子経久と詮久の発給文書が併存していた天文年間前半に整理されたものだが、その配列は必ずしも年次順を踏まえたものとはなっておらず、この時点で政高発給文書で無年号のものについては、前後の関係が不明となっていたか、あるいは明確な意図があって配列されたのであろう。



そうした中で残った佐々木文書の応仁・文明の乱時の京極氏発給文書には、同じ所領を失念して尼子氏以外の他氏にも与えてしまった（あるいは将来的に与えてしまった場合の）ことを記した文書が目立つ。出雲国人が動員された畿内での合戦を含め、佐々木文書により知ることができない戦闘と戦功があり、実際に、京極氏から国人へ大量の感状や所領給与の文書が出された可能性が高い。

一方、佐々木文書の中には継ぎ目に花押が押されているものが確認できる。『佐々木』では尼子経久の花押とするが、その花押は2種類が確認でき、尼子経久（三七号の裏、左）とその孫詮久（三三号の裏、右）のものである⁽¹⁵⁾。これにより、現在のような形で整理して残されたのが経久と詮久が同内容の文書を発給していた天文年間前半であることになる。また、うち4通には裏書きがあり、その内3通には文明4年（1472）に京都へ送る途中で原本が奪われた旨が記されている。残り1通は花押以外は判読が困難であるが、そこに押された花押はいずれも、島根県立図書館蔵の蔵写本から判断すると尼子詮久のものである。以上のように、残らなかった文書と、残された文書の意図を踏まえて分析していくないと、結果として虚像を描いてしまうことになる。

2、恩賞は獲得できたのか

京極氏が尼子氏に与えた安堵状は、一方の世代が交代すれば再度発給することとなるが、実際の文書はそれのみでは説明できないほど多いのである。注目すべきは当事者の交代とともに、文書の形式である。

京極氏側については、持清（生觀）と政高（政経、宗済）の2代であり、尼子氏側も清貞と経久の2代で、併せて3通り（形式的には4通りだが、生觀→経久はなし）となる。同じ所領であって

も京極氏の当主が変われば再度安堵されるだろうし、それは尼子氏側が交代した場合も同様である。

岡崎氏が指摘したように、京極氏から尼子氏に対して同じ所領について何度も安堵状が出されている。岡崎氏は「京極氏恩賞予約説」により、それは実際に所領が獲得できなかつたので、再度安堵状が出されたとされたが、次の2通の文書からは、その背景の一端を知ることができる。

【史料1】（五号）

雲州能義郡中須□□分松田備前守買得分并舍人保松田備前守買得田畠・屋敷等事、於度々忠節、為勳功之賞、所相計也、若号本主、雖有競望人体、備前守為買得之上者、不可立者也、万一有失念、余人相計子細候共、於國不可有承引候、此旨可有存知候也、恐々謹言

応仁貳

十月十五日 生観（花押）

尼子刑部少輔殿

【史料2】（一〇号、裏書あり）

竹矢郷事、堅預承候、如何様當給人仁遣替地、竹矢郷事者其江計可申候、先可有御堪忍候、恐々謹言、

文明二 御判

四月十六日 生観

尼子形部少輔殿

（裏書）

「 （花押）[詮久]

此正文何も二通京都へ上候處、文明四年八月但州綱懸津にてわかさ山根彦右衛門尉船にて御敵方へ被取候、此外御判も数通又多賀江州之状□□存候状者廿通□計（以下欠）」

【1】は、能義郡中須郷と舍人保の一部を勳功の賞として尼子清貞に与えているが、下線部のように、2つの補足説明が付されている。それは、今回反京極氏方として蜂起した松田備前守の所領を闕所として与えるが、松田氏以前に所領を支配していた本主が権利を主張した場合も尼子氏の権利を優先するという点と、失念により他の国人にも同様に与えた場合でも、尼子氏にそれを承認するな（極めてご都合主義である）と伝えている点である。

「失念」とはこの他の文書にも登場し、不可思議な表現であるが、松田氏跡の所領を恩賞として獲得を望んでいた国人が他にもあったということである。その前提として、尼子氏とは別に京極氏方として軍功を積んでいた国人が存在したことが不可欠である。

【1】ではいかなる場合も尼子氏への給与を優先とした京極氏であったが、文明3年（1471）の【3】では、京極氏関係者が中須郷領家分について、一旦与えたが、替地（多胡宗右衛門尉跡所々）を与えるので本主に渡すように清貞に伝えている。

【史料3】（五六号）

中須郷領家分之事、御拝領之地候、雖然為替地、多胡宗右衛門尉跡所々御判申、可進之候、然上者中須郷領家分之事渡可給候、万一彼御書等相違之子細候者、中須郷之事不申候、恐々謹言

文明三

十一月九日 忠□（花押）

尼子刑部少輔殿人々御中

そして舍人保についても、文明6年（1474）5月には、京極政高が松田三河守に干渉の停止を命

じている【4】が、その2年後の同8年4月の段階でも松田三河守の押領が続いている【5】、尼子氏が確保するには至っていない。【4】については、『尼子』では【5】と同様、文明8年の頃のものに比定されているが、後述の花押の形状により文明6年のものであることが判明する。【4】では松田氏方に言い分があれば申し出るように命じたことも付け加えられているが、【5】は無条件の安堵となっている。

【史料4】（文明6、四六号）

能義郡舍人保并美保郷内福浦・諸久江事、故入道状之案文上にて明鏡候之上者、松田三河守方へ可停止綺之由、遣状候、故入道判形之案文、自其可被写遣候、但有子細者可明申之趣、申付松田候也、恐々謹言、

五月七日 政高（花押）

尼子刑部少輔殿

【史料5】（三五号）

当国舍人保半分事、故入道判形明鏡之處、松田三河守此間押領由承候、曲事候、任故入道成敗可有知行候也、恐々謹言、

文明八

卯月廿九日 政高（花押）

尼子刑部少輔殿

一方、【2】では竹矢郷について、実際に給人がいたにもかかわらず、尼子氏がその獲得を望んだ。これに対して京極氏は、当給人に替地を与えて竹矢郷を与えることを約束した上で、当座は堪忍するよう尼子清貞に伝えている。ここでも竹矢郷という重要所領をめぐり国人間で対立があったことがわかる。竹矢郷は鎌倉時代は得宗領であり、南北朝期以降は守護領となって郷内圓通寺が出雲国安国寺に指定された。それを京極氏が給恩として国人に与えていたものであり、特定の国人の本領ではない。それが戦国期には尼子氏直轄領となっている⁽¹⁶⁾。

【2】の裏には、文明4年（1472）に京都へ送る途中に但馬国で敵方に奪われた旨が記されている。この時点でもなお尼子氏の竹矢郷支配は実現しておらず、京極氏に訴えるためにこの文書の原本を京都へ送ろうとしていたのである。そしてこれ以後、尼子氏の竹矢郷支配が実現したことを示す京極氏の発給文書は残されていない。

以上、尼子氏が京極氏から与えられた、あるいは与えられる予定であった所領も結果として京極氏のもとで尼子氏が本当に獲得できたかについては個々に再検討が必要であることが判明した。

3、書下と書状

京極氏から尼子氏へ所領を給与した文書には、①書下形式とともに、書状形式のものがある。そして書状形式には②年号を欠くものと、③付年号のものがある。

【史料6】（二号）

出雲国能義郡内松田備前守知行分利弘跡并飯石郡内多久和知行分所々、次能義郡奉行職事、今度為勳功之地、進置候之者也、仍任先例可有御知行之状如件

応仁貳年九月十一日 （花押）

尼子刑部少輔殿

【史料7】（三三号）

(ウハ書)「尼子又四郎殿 政高」
出雲国能義郡内利弘保事、任当知行旨領掌不可有相違之状如件、
文明六年十一月廿九日 (花押)

尼子又四郎殿

【史料8】(六〇号)

(ウハ書)「尼子民部少輔殿 政経」
当国能義郡利弘跡・同郡下今津・意宇郡阿陀加江跡半分・竹内分等事、任当知行旨、為給恩領掌不可有相違之状如件、
文明十一年八月廿六日 (花押)

①は【6】～【8】の3通のみである。尼子氏以外の他氏が京極氏から所領給与と安堵を受けた際の文書は【9】以下のようにほとんどが書下の形で残されている。それも書状形式の文書とは異なり、署名はなく花押のみが記される⁽¹⁷⁾。基本的に京極氏は書下で所領の給与・安堵を行ったのである。ただ、【6】は合戦の真っ最中で、且つ生観（畿内）と清貞（出雲国）が離れていたこともあり、略式のもの（切紙でウハ書なし）となっている。

【史料9】⁽¹⁸⁾

今度合戦之時於度々自身被疵、其外親類被官被疵候、殊勝屋右京亮討死事神妙至、忠節無極候、仍於恩賞之地者追而可相計候也、恐々謹言、

応仁元年

七月十二日 生観 (花押)

赤穴四郎右衛門尉殿

【史料10】

去月十一日於中御門東洞院合戦時若黨討死神妙至無他者也、弥可被致戦忠、依其浅深可有恩賞状如件

応仁元年八月十五日 (花押)

赤穴善四郎殿

【史料11】

出雲国神門郡多岐次郎右衛門尉跡事、今度於京都度々忠節其外切符貳拾貫文為替地所相計也、任先例知行不可有相違之状如件、

応仁二年六月十二日 (花押)

赤穴四郎右衛門尉殿

【史料12】

近江国西庄年貢内参拾石事、為給恩所相計也、知行不可有相違之状如件、

文明元年十月十三日 (花押)

赤穴四郎右衛門尉殿

【9】では合戦の直後に赤穴四郎右衛門尉幸清に対して勳功を賞するとともに、恩賞の地を与えることを約束している。そのため、書状形式・切紙ではあるが、付年号となっている。これに対して【10】は、嫡子善四郎久清宛に若党的討死を賞するとともに、今後の勳功の深浅により恩賞を与えることを約束している。切紙ではあるが、書下形式である。感状であるとともに、さらなる軍忠を求めている点が特色である。これと関係する文書が牛尾氏と三刀屋氏宛に出されている⁽¹⁹⁾。

【史料13】

今度於中御門東洞院度々被疵、殊七月十一日、同八月十九日打太刀粉骨至候、猶々忠節無極候、於恩賞之地者追而可相計候也、恐々謹言、

応仁元

八月廿七日 生觀（花押影）

牛尾五郎左衛門尉殿

【史料14】

今度有参洛、去廿五日於中御門東洞院被疵并被官人等手負被致粉骨之状神妙至也、弥被抽戦功、隨其浅深可有恩賞状如件、

応仁元年七月廿七日 勝秀（花押影）

三刀屋助五郎殿

それに対して、【11】と【12】は実際に恩賞を給与しており、豎紙形式の書下である。これに文明5年（1473）に松田三河守に法吉郷を与えた文書（豎紙）と明応8年（1501）に神西越前守を神門郡奉行職に補任した文書（写であるが豎紙か）を加えて考えると、実際の恩賞の給与は書下で行われたことがわかる⁽²⁰⁾。

【史料15】⁽²¹⁾

出雲国島根郡法吉郷事、為料所相計候者也、守先例可致沙汰之状如件、

文明五年二月十一日 （花押）

松田三河守殿

【史料16】⁽²²⁾

当國神門郡奉行職事、所補任也、守成敗可致其沙汰之状如件

明応八年九月廿七日 （花押影）

神西越前守殿

尼子氏が与えられた書下と書状形式の文書はどこが異なるのだろうか。【7】と同日付で所領を安堵されたものが2通ある。

【史料17】（三二号）

雲州島根郡内生馬郷事、任當知行旨、不可有相違候、但成安寺久[旧]領事候間、當寺事可然様可被申付候也、恐々謹言、

文明六

十一月廿九日 政高（花押）

尼子又四郎殿

【史料18】（三四号）

雲州意宇郡阿陀加江内青木分并多祢分等事、故入道任相計旨知行不可有相違候、但本且分者可渡置候、恐々謹言、

文明六

十一月廿九日 政高（花押）

尼子又四郎殿

この2通は切紙ではなく豎紙であるが、書下と異なり、花押のみではなく署判を加える形式である。豎紙であるのは、当時経久は上洛中であり、守護政高と直接会う状況にあったためであろう

か。2通ともに、「但」以下の文が付け加えられている⁽²³⁾。そして【7】の利弘と【18】の阿陀加江については【8】で再度安堵されているが、【17】の生馬郷については、最終的に尼子氏の支配は認められなかった。

【史料19】（七号）

雲州島根郡生馬郷事、以前松井孫右衛門尉雖相計候、孫右衛門尉謀叛人令同意、逐電候上者、今度於国、度々被致忠節、為勳功之賞相計候、殊成安寺自寺家、云契約、云勳功之地、旁以知行不可有相違候、若於向後、自寺家、雖有申子細、既契約上者不可立候、此旨可有存知候也、恐々謹言

応仁二

十月廿二日

生觀（花押）

尼子刑部少輔殿

生馬郷は松井氏領であったが、謀叛人に同意したため闕所となり、尼子清貞に勳功の賞として与えられた【19】。その最初の応仁2年（1468）の時点ですでに成安寺との関係が問題となっていた。そして、文明16（？）年（1484）11月に、京極政経は、尼子経久が松井若狭守領に取懸ったことに対して、牛尾氏に松井氏への合力を命じているが、この松井氏領が生馬郷ではないか。【20】の事例のように、松井氏が京極氏方に復帰したため返還されたのであろう。これが後の【55】のように、尼子経久による松井氏領押領と京極政経による経久追放の直接の契機となる。

【史料20】（文明6年）⁽²⁴⁾

能義郡内比田山事、近年三沢信濃守雖押領候、就帰參可去渡先給人由、於京都申定訖、仍彼在所尼子刑部少輔請取之、可支配給人之由申付候、万一難渋候者各可被沙汰居尼子代、尚以不可有無沙汰候也、恐々謹言

十一月十日 政高（花押）

赤穴四郎左衛門尉殿

比田山は国人某氏が反京極氏方となったため闕所となつたが、それを三沢信濃守が押領していた。ところが、その国人が京極氏方に帰参したため、比田山を返還することになった。京極氏は一旦、比田山を守護代尼子氏の代官に渡すことに協力するよう、赤穴氏に命じている。

文明11年（1479）の最終の書下である史料【8】では、利弘保と阿陀加江を安堵するとともに、生馬郷に替えて能義郡内下今津を与えた形となっている。また、所領の安堵について、書状形式の文書とともに、守護奉行人奉書が出される場合もあった。ここでも書状形式と同様の経緯を記した文言が付されているが、それを踏まえて最後に安堵の文言が記されている点と書下年号である点が書状形式のものと異なる。

【史料21】（五四号）

雲州能義郡内利弘保事、以前其江被進之處、有御失念雖被仰付利弘、自最前如御成敗、御知行不可有不可有相違候由、依仰執達如件、

応仁二年十一月十五日

周防守（花押）

沙弥（花押）

沙弥（花押）

尼子刑部少輔殿

御代官

ちなみに、尼子氏宛でそこに「御代官」との付記がなされているものがある。『佐々木』では【21】を「尼子氏の御代官」に宛てたものと解釈しているが、それならば「御」は不要で、「尼子刑部少輔代官殿」となる。影写本をみれば「御代官」は「尼子刑部少輔殿」より小さく、その「付記」であることが明確である（本文中にあるものは大きさは同じであるが、同様である）。また、それは守護奉行人奉書で尼子氏宛のものに限られる。それに続いて「三沢対馬守殿」以下の国人名が記されたものについて、三沢対馬守が尼子氏代官であるとの解釈がなされたことがあるが⁽²⁵⁾、【21】のようにその後に人名がないものがあることから誤りである。あくまでも守護奉行人が守護の代官である尼子氏に対して表記しているだけなのである。

3、京極政高（政経）発給文書の年次比定

すでに述べたように、京極氏発給文書には書状形式で年紀を欠くものがあり、その年次比定が重要な役割を果たす。生観発給文書についてはその内容以外に年次を比定する材料に乏しいが、これまでの比定に大きな問題はない。これに対して、政高（政経）発給文書はその花押の変化と内容を検討することにより、正確な年次比定が可能となるにもかかわらず、それに気づかないまま、年次比定を行い、前後が混乱したまま、分析がなされてきた。

表1は、東大史料編纂所のデータベースで影写本の画像が公開されている佐々木文書と原本の画像が公開されている中川四郎氏所蔵文書（赤穴氏関係）中の政高（政経）発給文書を、その内容と花押の変化に基づき、年代順に並べたものである。ここに掲載していない小野文書と日御碕神社文書所収の政高（政経）発給文書⁽²⁶⁾については島根県立図書館架蔵影写本により花押を確認した。

【表1】

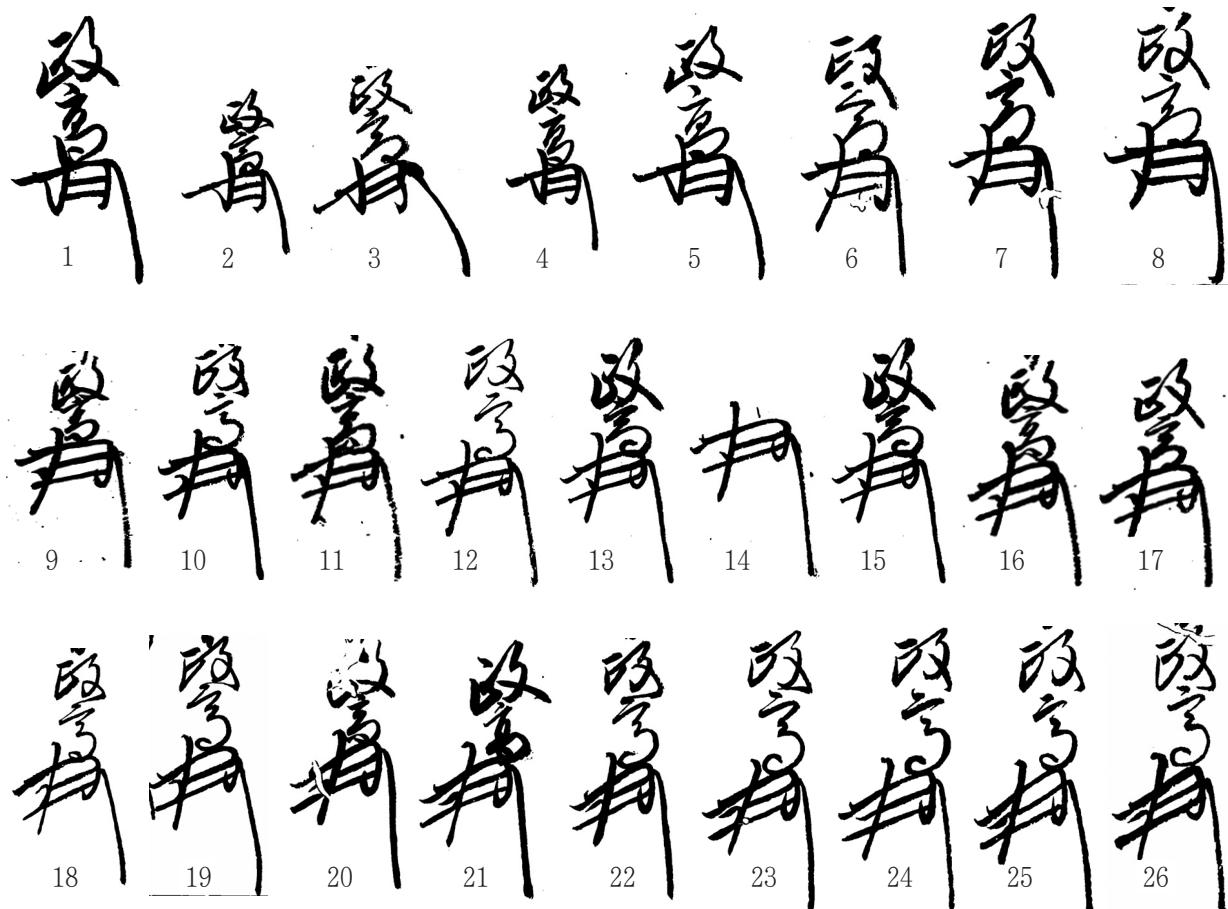
[年号]：付け年号、(年号)：推定した年号。*：今回新たな年代比定を行ったものである。佐157とは『佐々木』の号数であり、(二八号)は佐々木文書（謄写本、影写本）の番号、【49】は本論文中の番号。

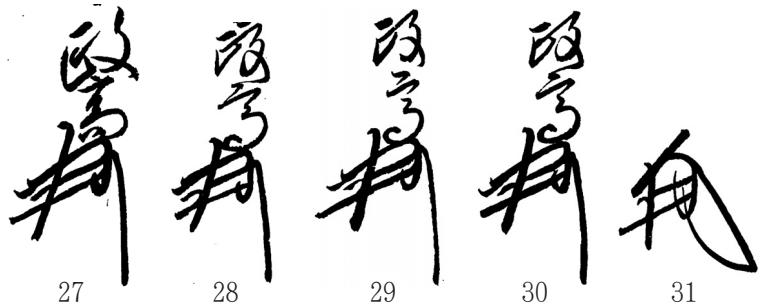
1	[文明2] 12月13日政高書状（感状）	尼子刑部少輔宛	佐157 (二八号)	【49】
2	[文明3] 9月21日政高書状（感状）	尼子刑部少輔宛	佐164 (二七号)	【50】
3	(文明3) 10月21日政高書状（感状）	尼子刑部少輔宛	佐200 (五一号) *	
4	[文明3] 12月11日政高書状（感状）	尼子刑部少輔宛	佐166 (二九号)	
5	[文明3] 12月11日政高書状（感状）	尼子刑部少輔宛	佐167 (三〇号)	
6	(文明6) 5月7日政高書状	尼子刑部少輔宛	佐195 (四四号) *	
7	(文明6) 5月7日政高書状	松田三河守宛	佐196 (四五号) *	【30】
8	(文明6) 5月7日政高書状	尼子刑部少輔宛	佐197 (四六号) *	【31】
9	(文明6) 7月13日政高書状	赤穴四郎左衛門尉	中70 *	
10	(文明6) 11月7日政高書状	尼子刑部少輔宛	佐201 (五二号)	【32】
11	(文明6) 11月10日政高書状	赤穴四郎左衛門尉宛	中71 *	【20】
12	[文明6] 11月17日政高書状	尼子又四郎宛	佐178 (三一号)	【33】
13	[文明6] 11月29日政高書状	尼子又四郎宛	佐179 (三二号)	【17】
14	[文明6] 11月29日政高書下	尼子又四郎宛	佐180 (三三号)	【7】
15	[文明6] 11月29日政高書状	尼子又四郎宛	佐181 (三四号)	【18】
16	(文明7) 4月26日政高書状	赤穴四郎左衛門尉	中69 *	
17	(文明7) 6月29日政高書状	赤穴四郎左衛門尉	中66 *	

18	(文明7) 10月17日政高書状	尼子形[刑]部少輔宛	佐182(五〇号) *	【36】
19	(文明7) 10月17日政高書状	尼子形[刑]部少輔宛	佐199(四九号) *	【37】
20	(文明8) 3月27日政高書状	尼子刑部少輔宛	佐193(三八号)	【38】
21	(文明8) 3月29日政高書状	尼子刑部少輔宛	佐194(四〇号)	【39】
22	(文明8) 4月17日政高書状 (感状)	尼子刑部少輔宛	佐184(四一号)	【40】
23	(文明8) 4月29日政高書状	尼子形[刑]部少輔宛	佐185(四二号)	【41】
24	[文明8] 4月29日政高書状	尼子形[刑]部少輔宛	佐186(三五号)	【43】
25	[文明8] 4月29日政高書状	尼子形[刑]部少輔宛	佐187(三六号)	【42】
26	(文明8) 5月2日政高書状	尼子形[刑]部少輔宛	佐188(四三号)	【34】
27	[文明8] 5月11日政高書状	尼子形[刑]部少輔宛	佐189(三七号)	【44】
28	(文明8) 5月12日政高書状	尼子形[刑]部少輔宛	佐198(四七号)	
29	[文明8] 5月14日政高書状 (感状)	尼子形[刑]部少輔宛	佐190(三九号)	
30	[文明8] 5月17日政高書状 (感状)	尼子形[刑]部少輔宛	佐191(五三号)	
31	文明11年8月26日政経書下	尼子又四郎宛	佐202(六〇号)	【8】

【図1】京極政高（政経）の花押

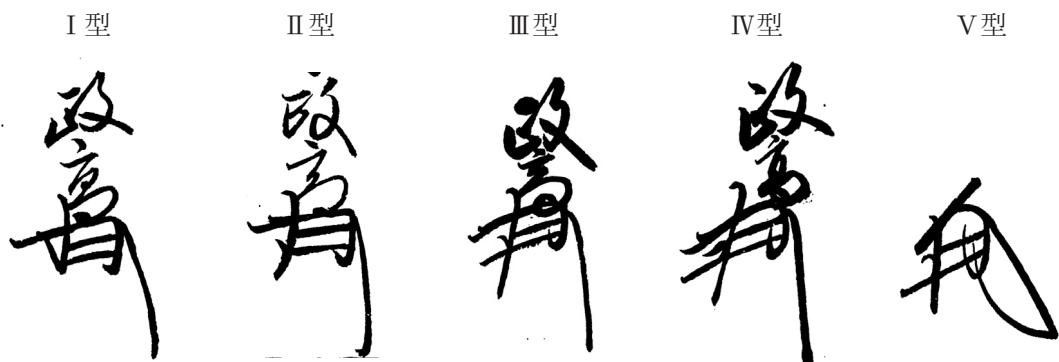
花押については、1～5がI型、6～8がII型、9から19がIII型、20～29がIV型、30がV型である。





政高の花押については【図2】のように5型に分類できる。そのポイントは左下の部分で、当初I型では撥ねる形となっていたが、II型では撥ねずに下に伸びている。次いでIII型では、左下に伸びる横線が当初は水平に近く、左端は撥ねる形であったが、横線が左下がりとなり、そのまま伸びている。これがIV型となると、さらに左下がりとなるとともに、下から2番目の横線が、撥ねとつながり、縦線を越えて伸びているかのようになる。V型は一目瞭然で、右下へ向かう線が内上方へ撥ねる形となっている。尼子経久の花押はこの政経の花押を継承したともいえる。

【図2】花押のタイプ



4、美保関と安来庄

尼子氏が戦国大名化するにあたり、もっとも重要な位置を占めた所領が美保関（美保郷）と安来庄であるとされてきた。2つの所領はいずれもそれまで松田氏が支配していたと考えられているが、その内実は不明である。文書の年代比定を踏まえて、この2つの所領について再評価を行いたい。

これまでの研究ではあいまいにされているが、安来庄と美保関（美保郷）のそれぞれについて、庄園領主の支配（領家分）と地頭分に分けてみていく必要がある。特に美保関の場合、幕府御料所との見解が有力であったため、両者の区分がほとんど意識されていなかった⁽²⁷⁾。そして、本来の美保郷も分割相続や郷内の寺院領が存在したため、決して一円的な支配ではなくなっている⁽²⁸⁾。

近年は守護京極氏領とされる美保関（美保郷東分。南北朝期以降、西分は独立した所領となる）であるが、注意すべきは、美保関は公の関所であったことである⁽²⁹⁾。また京極氏の支配権は地頭職に関わるものであり、これとは別に国衙ないしは庄園領主に関わる支配権が存在したということである。

元応元年（1319）閏7月、出雲国雜掌重氏が塩治、古曽石、美保、生馬郷等の下地と年貢について訴え、幕府が守護佐々木貞清に代官を差進めて説明せよと命じている⁽³⁰⁾。当時4ヶ所はいずれも守護佐々木氏が地頭となっていたのである。これに対して知行国主左大臣家（洞院実泰）側が訴えたのである。

美保関の公用としては、田数34町（文永8年⁽³¹⁾）に対する①年貢の外に、②関所ないしは港にかかる税があったと思われる。また、守護領であったため、②とは別に③領国である隱岐国と出雲国の船に対して課税することが可能であった。守護京極氏の代官尼子氏のもとで問題となった出雲国・隱岐国の舟役は③であろう。美保関代官職をめぐり尼子氏と松田氏の間で対立があったが、代官が誰であろうと関銭、舟役、年貢を徴収する体制は存在し、代官は武力を背景に税の徴収体制を機能させたのである。

出雲国の応仁・文明の乱は、応仁2年（1468）6月に松田備前守が伯耆国守護で西軍の中心である山名氏と結び、富田庄を攻撃したことから始まったが、その背景として後述の三沢対馬守を中心とする京極氏に対する国人一揆があった。それを押さえ込むため、京極氏の守護代尼子清貞は被官を動員してこれを撃退し、逆に松田備前守の城を攻撃した。その過程で、京極氏は同年9月11日以降尼子氏に、闕所地となった松田備前守や多久和氏など西軍方国人の所領を恩賞として与えている【6】。佐々木文書には残っていないが、出雲国南部でも守護方と反守護方の間で戦闘があり、当然のことながら恩賞の給与が約束されたのだろう⁽³²⁾。その中で恩賞の二重給与などの問題が発生し、尼子氏から何点か京極氏に抗議し確認したのだろう。

利弘保については、既出の【21】応仁2年11月15日京極氏奉行人奉書により、清貞の知行が確認されている。この時期、【22】の下線部のように、尼子氏に代わって宍道九郎が出雲国内の京極氏方の中心となるのではないかとの噂がひろまり、尼子氏が京極氏にどういうことかと申し入れた。それに対して京極氏側は一切知らないと突っぱねた上で、他人に委ねることはしないとし、各自協力するよう尼子氏に求めているが、現実には京極氏から宍道氏の要求を受けて何らかの意向が示されていたのだろう⁽³³⁾。

【史料22】（二四号）

於國色々雜說候由其聞候、如何様之子細候哉、京都仁無存知之儀候、殊完道九郎國可致成敗之旨風聞由候、事実候哉、入道一向無存知候上者、無覺悟次第候、於以後、自然雖申人体候、不可有許容之儀候、毎事國時儀可然様、各被仰合、敵退治候様ニ計略候者、公私可為祝着候、委細尚多賀豊後守可申下候也、恐々謹言、

十一月廿二日

生觀（花押）

尼子刑部少輔殿

同日付の書状【23】で、多久和郷について恩賞の二重給与などの問題が表面化したことについて、京極氏は尼子氏の権利を優先し、多久和郷の実効支配を行っている多賀氏一族の惣領美作入道に所領を渡すよう命じている。しかし結果として尼子氏が多久和氏跡の所領を確保することはできなかった。

【史料23】（二五号）

雲州多久和郷多久和左京亮跡事、悉尼子刑部少輔相計候處、就申掠紛子細候哉、大略其同名知行由候、依度々忠節、相計刑部少輔候上者別人ニ遣候狀不可立候間、万一京都一左右候者、雖有申人牙、不可有許容候間、無承引、悉可被渡付候也、恐々謹言、

十一月廿二日 生観（花押）

多賀美作入道殿

これに対して尼子氏側から京極氏に働きかけたのが【24】「両所代官職」 = 【25】「美保関并安来領家分代官職」であった。京極氏が美保関と安来庄領家分の代官職の地位を得ていたのである。美保関の場合は明記されないが、やはり本来保持した地頭職とともに領家から代官職を得ていたと思われる。いわばその又代官の地位を尼子氏が求めたのである。これに対して安来庄は地頭分を松田氏一族が支配し、領家である鴨社領分の代官職を京極氏が得ていたのであろう（事実上の守護請）。

美保関については、尼子氏以外からの働きかけもあり、生観の判形（書下）ではなく、下線部のように奉行人奉書で申し付たとするが、その奉書そのものは残されていない。奉書であったのは、最終決着ではなく、何らか解決すべき問題があったのだろう。実際に美保関内の太子堂（現在の仏谷寺）領については、【25】（『佐々木』や『尼子』には掲載されていないが、この文書にも以下のように裏書きがある。一部のみ残り花押以外の部分の判読は困難だが、文明4年に京都へ送る途中で失われたものであろう）のように別人に与えている。

【史料24】（二六号）

自尼子形部少輔方被申候両所代官職事、無子細候由申遣候、雖然、開陣以後面々就申合子細、不遣判候之間、以奉書申付候、此趣自其可被申下候也、恐々謹言、

十二月十一日 生観（花押）

多賀豊後守殿

【史料25】（八号）

連々御忠節通八田豊前守有上洛巨細申候間、国之時宜自方々注進相違候、不可然候、雖然、多賀豊後守申候間美保関并安来領家分代官職事相計申候、尚々自最前御忠節通、就豊前守申子細存知候間、美保関來年公用三千疋此使納候、美保関事以過分礼物、競望方々候へ共、其江計申候、一段之儀候、仍太子堂領事承候、尤雖可許容申候早余人ニ申付候間無其儀候、多久和郷事任以前進候旨可有御知行候也、恐々謹言、

応仁二

十二月廿九日

生観 御判

尼子形部少輔殿

（裏書）

「 □□□此御判□□□（判読不能）

（花押）[詮久]

」

その美保関代官職について、【26】下線部のように、他人に与えた場合も、尼子氏の権利を優先することを伝えている。この時点でも競合者があったと考えられる。そして、裏書きにあるように、文明4年段階でも尼子氏がこの問題を京極氏に訴えようとしており、美保関代官職をめぐる対立があった。長谷川氏は尼子氏による美保関の軍事的制圧が美保関代官職獲得の前提であったとされるが、事態はそんなに単純ではなかった。尼子氏以外にも京極氏のもとで勳功を挙げた国人もいれば、後に競合者として登場する松田三河守のように、美保関に対して関わりを持つ国人がいたのである。

【史料26】（文明2年か、一三号）

雲州美保関代官職事、任以前進候状旨、不可有相違之儀候、若有失念、雖遣余人判形候、任以前相計旨、可有知行候、公用之事三判候間、納次第可有取沙汰候、此旨可有御存知候也、恐々謹言、

四月廿三日 生観 御判

尼子刑部少輔殿

(裏書)

「 (花押) [誼久]

此正文何も二通京都へ上候處、文明四年八月但州綱懸津にてわかさ山根彦右衛門尉船にて御敵方へ被取候、此外御判も数通又多賀江州之状□□存候状者廿通□計（以下欠）」

同時期に（4月26日）、京極氏側では【27】のように美保関内の福浦・諸喰を誤って一旦は松田三河守に与え、それを尼子氏側が提出した百姓中の起請文を根拠に撤回している。また、【28】のように美保関内の宝樹寺領を一旦は二宮氏に与えたが、4月25日にはそれを撤回している。

【史料27】（文明2年か、一七号）

雲州美保郷内福浦・諸久江浦事、為美保関外之由、就松田三河守申掠候、相計候處、彼両所為美保関内之由、百姓中以起請文申候間、任彼状之旨、関一具ニ有知行、公用等厳密可有執沙汰候、於以後、若令失念、余仁雖申付候、不可有承引候、此分可有存知候也、恐々謹言、

四月廿六日 生観（花押）

尼子刑部少輔殿

【史料28】（文明2年か、一四号）

美保関宝樹寺々領事、以前二宮彈正忠雖相計候、為料所内事不存知、加下知候、寺領事候之間、如元返付候、於以後、雖如何様之人体申候、不可有相違儀候、此分可有御存知候也、恐々謹言、

四月廿五日 生観（花押）

尼子刑部少輔殿

隱岐国舟の美保関舟役に関する文書【29】が出されたのは、以上の状況下であった。すなわち、美保関で舟役を負担しない隠岐国舟については小浜で課税し、なおも難渋する場合は処罰せよと伝えている。この意味するところは、美保関の確保と現地での舟役徴収が困難であったことであり、便法として京極氏が前例に任せて小浜での課税を命じているのである。錦織氏はこの文書を平時に出された文書であるかのごとく解釈を加えられているが、この文書は目前の課題を解決するため、京極氏が尼子氏に与えたものであり、競合する松田氏が隠岐国にも深い関わりを持っていたことがわかる。

【史料29】（一八号）

隱州所々廻舟、美保関役事、不致其沙汰至于舟者、如先々、於若州小浜、可有懸沙汰候、関役難渋候者、一段可有成敗候也、恐々謹言、

文明貳

四月廿六日 生観（花押）

尼子刑部少輔殿

錦織氏はこの文書を隠岐国の舟に關係するものとされ、論を展開された。隠岐国は鎌倉初期には佐々木定綱が一国地頭職となつたことが知られるが、それ以後も庄郷地頭職の過半を守護、それも隠岐国守護を兼帶する出雲国守護が支配していた⁽³⁴⁾。守護京極氏は領国の出雲・隠岐国の舟と港に對して課税権を有していたと思われる。

隠岐国は、以下のように鎌倉後期までにその所領の多数が守護の支配下となった。一方、庄園の設定も早くから行われており、離島とのイメージは一面的である。島前の知布利庄は12世紀初めまでには成立し、後には近衛家領となった。島後の重栖庄は摂籠渡庄としてみえる。佐々木泰清の孫宗茂が「重栖氏」を称しており、鎌倉末までには佐々木氏領となった。島後の村莊は山門領であるが、これも泰清の兄政義の子義明が村氏を称しており、13世紀前半には佐々木氏領であったことが確認できる。那具村については、応永2年（1468）に桃井詮信が京極高詮に売却しているが、佐々木泰清の子が桃井頼直と結婚しており、佐々木氏領をへて桃井氏が継承した可能性が高い。この外に、後鳥羽上皇が配流された段階の海士、後醍醐天皇時代の西郷も守護領であった可能性が高い。さらに兄時清に代わって隠岐国守護となった高岡宗泰も隠岐国内の地頭であった可能性が高い。この外に平安末期には平家領であった犬來・宇賀牧も注目される。

14世紀以降に守護ないしは佐々木氏領と確認できるものも多い。塩治高貞の兄弟顕清は別府（島前）氏を称し、幕府滅亡時の隠岐国守護清高の兄弟清顕が都万（島後）氏を称している。また、貞和3年には古志氏惣領宗綱が島後の山田別府の地頭であった⁽³⁵⁾。さらには貞治4年の隠岐国守護佐々木直貞は富田秀貞の子であった⁽³⁶⁾。その後山名氏の支配を経て、明徳の乱後は京極氏が守護となった。

生観の発給文書で出雲国関係分で残っているのは文明2年（1470）6月のものが最後で、8月12日には死亡した。9月には生観の嫡孫である孫童子が出雲国守護に補任された。しかし、幼少であり12月には生観の子政高が代行し、文明3年閏8月には正式に守護に補任された。これに対して出雲国内の国人は、新守護政高による所領安堵を獲得せんとした。【26】の裏書きのように、清貞は文明4年に政高へ美保関問題を訴えているが、実際には生観によって破棄されたはずの文書を提出した松田三河守側に対して奉行人奉書によって安堵がなされた。その時期は松田三河守が法吉郷を与えられた文明5年前後であろう。

これに対して尼子氏側が抗議するのは当然で、文明6年には政高が再度松田三河守への安堵を否定している【30】【31】。それは能義郡舎人保についても同様であった。

【史料30】（文明6、四五号）

雲州美保郷内福浦・諸久江浦并舍人保等事、先度以故入道判形被申請、成敗候之間遣奉書候処、尼子形部少輔方へ又故入道如此成敗候案文遣候、既棄捐之文言候之上者、早可被停止綺候、若又尚以有子細者、可被申候、恐々謹言、

五月七日 政高（花押）

松田三河守殿

【史料4の再掲】（文明6、四六号）

能義郡舎人保并美保郷内福浦・諸久江事、故入道状之案文上にて明鏡候之上者、松田三河守方へ可停止綺之由、遣状候、故入道判形之案文、自其可被写遣候、但有子細者可明申之趣、申付松田候也、恐々謹言、

五月七日 政高（花押）

尼子形部少輔殿

ちなみに、この2点の史料は文書がどのように伝達されるかを知るよい例である。宛名は違うが、2通ともこれにより利益を得る尼子氏に渡され、尼子氏側から松田氏に提示されるのである。

【4】の下線部のように、尼子氏に対して故入道判形の案文を書いて松田氏側に遣わすように命じ

ている。当然それは2通が同時に松田氏に示されるので、【30】の下線部のように「尼子氏側へ故入道がこのように成敗した案文を遣わした」との表現がみられるのである。

そうしているうちに、畿内での戦闘が激化し、京極政高は出雲国に上洛を命じ、尼子清貞は子の経久を派遣するとともに、所領問題で京極氏側と交渉した。【31】①の下線部のように文明6年11月時点でも多久和郷替地の問題は未解決で、適当な闕所があれば与えようということであった。また、下線部②のように、京極氏領立原については、三沢信濃守からも要望が出されたが、京極氏が目を懸けていた多賀余次が獲得している。

【史料31】（文明6、五二号）

①就多久和郷替地事、注進趣得其意候了、所詮以闕所等可望承候、然者可計申候、②立原事者雖料所分候、相計多賀与次候、今度三沢信濃頻雖望候、不承引候、与次異于他懸目、不斷召使事候、於此在所者、不可叶候、可然闕所候者可承候、更以不可有等閑候、巨細猶又四郎方可被申候、恐々謹言、

十一月七日 政高（花押）

尼子刑部少輔殿

そうした中で、京極政高は【32】下線部のように、経久に美保関公用分5万疋の中から1万疋を5年間減額することを認めた。それが経久が合戦のため上洛中であることとともに、多久和郷替地問題への対応であったことは、能義郡土一揆勃発後の文明8年5月2日付の史料【33】によって明白である。この史料から米原氏のように、尼子氏が美保関公用の未進を始めたなどと解釈することは不可能である⁽³⁷⁾。

【史料32】（三一号）

美保関公用事、五万疋可有執沙汰内、就今度御上洛万疋事、自明年乙未五ヶ年進之候、於四万疋者、嚴密可有執沙汰候、自来庚子歳者、五万疋如元可有京納候、今度万疋進之候事、不可成已後引懸候、次可然闕所候者可承候、然者可申付候、尚以彼公用事任請文旨、不可有御無沙汰候也、恐々謹言

文明六

十一月十七日 政高（花押）

尼子又四郎殿

【史料33】（文明8、四三号）

美保関公用内万疋事、自去年五ヶ年間進之候、但関事不私料所事候間、五ヶ年後者、為多久和郷替、以闕所可進之候、万一無在所候者、彼万疋事、其間可進之候、恐々謹言、

五月二日 政高（花押）

尼子刑部少輔殿

美保関については松田三河守との問題が未解決であり、【34】文明6年11月29日守護奉行人奉書は、福浦・諸喰（悔）を清貞代官（この場合も「御代官」が清貞の付記の可能性もある）に渡すように命じている。そして同時に、島根郡生馬郷（成安寺領の問題あり）と意宇郡阿陀加江については書状形式の文書【18】と【19】で、利弘保については書下【7】で経久に対して当知行を安堵している。ただ、それは尼子氏に限られたものではなく、【31】②の下線部のように三沢氏や多賀氏からの働きかけもあった。

【史料34】（五八号）

雲州島根郡内福浦・諸悔等事、御料所為美保関内間、尼子形部少輔殿可被渡付御代官由、先度及數ヶ度被仰付處、于今彼在所美保関内仁不混由申、不被渡付^{云々}、不可然者也、所詮御料所上者、可被渡付形部少輔殿御代官、尚以不可有無沙汰由、依仰執達如件、

文明六年十一月廿九日

左衛門尉（花押）

沙 弥（花押）

松田三河守殿

翌文明7年（1475）10月段階でも美保関の境界問題は解決しておらず、政高は【35】のように清貞に対して至急入部せよと命じている。それと同時に松田氏関係の舟の美保関役未進問題があったのであろう、京極政高は、【36】で文明7年春に特定の舟に認められていた課税免除を廃止したことを確認し、経久を通じて清貞に税の徴収を命じている。

【史料35】（文明7、五〇号）

福浦・諸悔浦事、為美保關内由被申、令存知候、所詮不日被入部於彼在所、如先規可被致其沙汰候、恐々謹言、

十月十七日

政高（花押）

尼子形部少輔殿

【史料36】（文明7、四九号）

「(墨引)」

美保關雲州隱州舟役事、故入道時少々免除不可然候、料所事候間、於免許舟者、悉令棄破、公用如先々可有執沙汰候、尚以不可有無沙汰候、此趣去春時分申下候、定被得其意候哉、巨細又四郎方可被申候、恐々謹言、

十月十七日

政高（花押）

尼子形部少輔殿

そうしているうちに文明7年（1475）11月、近江国の合戦で京極政高は敗北し、出雲国人の中にも三沢氏惣領為清のように討ち死にしたものがあった。そして政高は経久や国人らとともに出雲国に入部したのである。

松田三河守と隠岐国の舟については舟役の課税が困難であったようで、清貞の訴えを受けた政高は、【37】で舟役の皆済を命じているが、文明6年以前の小浜での舟役については【38】のように清貞の意見を受け入れ、免除するとしている。松田氏との間の妥協点を探っていたのであろう。

【史料37】（文明8、三八号）

美保關舟役、故入道免除船共、悉自去年令棄破候處、松田三河守被官安來道□舟・隱岐舟・賀茂舟・重栖舟、以上公用伍捨參貰余不致沙汰由候、不可然候、既料所減納候上者、去年分事有懸沙汰、可有皆済候、不可有無沙汰候也、恐々謹言、

三月廿七日

政高（花押）

尼子刑部少輔殿

【史料38】（文明8、四〇号）

去々年於若狭小浜船公事申懸候處、不致沙汰、舟共事可有免之由承候、雖一段可申付儀候、承候間令免許候、仍貳千疋到来、令存知候也、恐々謹言

三月廿九日

政高（花押）

尼子刑部少輔殿

能義郡土一揆が勃発したのはそのような状況下であり、京極氏と尼子氏にとっては不意をつかれた形となった。4月14日には富田庄の堺で合戦があった。次いで16日には上田・古川で、19日には桜崎で戦闘があり、清貞被官福頼氏、立原氏、女塚氏や野武士が負傷している（五三号）。

土一揆の中心が松田三河守であったことは、4月17日付の【39】で清貞に対して松田三河守跡安来地頭分が与えられているところからわかる。4月29日に政高は【40】で福浦・諸悔問題で清貞の権利を安堵し、【41】では今回の忠節により美保関代官職も懈怠さえなれば任せるとしている。ただし、【39】では安来地頭分のうち松田備前守跡を除くとあり、これは清貞以外の国人に与えられていた可能性が大きい。そして【42】のように、舎人保についても松田三河守によって押領されていたのだった。

【史料39】（文明8、四一号）

就今度土一揆蜂起、被官人等忠節神妙候、仍松田三河守跡安来地頭分但除松田備前守跡事相計候、令配当被官人等、弥可被抽忠節候也、恐々謹言

卯月十七日 政高（花押）

尼子刑部少輔殿

【史料40】（文明8、四二号）

福浦・諸悔事、為美保關内由承候間、可被相抱之由、度々進判形候上者、不可有相違儀候也、恐々謹言、

卯月廿九日 政高（花押）

尼子刑部少輔殿

【史料41】（三六号）

美保關代官職事、自故入道時申付候、今度弥被抽忠節事候上者、如何様人体雖望申候、於公用無不法懈怠者、向後不可有相違儀候、此在所事者、代々不私料所事候間、於公用者、嚴重可有執沙汰候、然者聊不可有他競望候也、恐々謹言、

文明八

卯月廿九日 政高（花押）

尼子刑部少輔殿

【史料42】（三五号）

當國舎人保半分事、故入道判形明鏡之處、松田三河守此間押領由承候、曲事候、任故入道成敗可有知行候也、恐々謹言

文明八

卯月廿九日 政高（花押）

尼子刑部少輔殿

その一方で能義郡土一揆との戦闘は継続し、5月2日には三日市（飯梨）で合戦があり、清貞方の多久氏（楯縫郡）が負傷し（五三号）、5月12日以前には富田城大木戸役を勤める下笠豊前守（大原郡）が闕落した（四七号）。5月13日にも敵が富田庄内に攻め込んでいる（三九号）。清貞が【43】の下線部のように美保關公用500貫文の内150貫文を先納したのは以上のような状況下であり、美保關を掌握していたわけではない。政高はもしも関所が手に入らない場合は、清貞に先納分を返すとしている。この部分を『佐々木』では「關」を公用銭（關錢）と解釈し、銭が「手に入ら

なければ他から補填するように。もし美保関において錢が入手できれば、この割符をもって精算するように」と解釈した上で、「詳細不明な点もある」とするが、状況がわからないまま解釈している。公用錢の問題や福浦・諸久江（喰）などの問題にとどまらず、美保関自体の掌握が問題となっているのである。

【史料43】（三七号）

美保関公用内、為当年分、先百伍拾貫文分、以割符拾五請取候、但此内拾参、自若狭京都夫賃以下事、追而可有算用候、万一関之事今時分事ニ候不入手子細も候者、此割符十五分、以他足可致返弁候、関手入候者、以此状可有算用候也、恐々謹言、

文明八

五月十一日

政高（花押）

尼子刑部少輔殿

能義郡土一揆に関する史料は、5月17日の政高書状（感状）が最後であり、そこでは4月14日から5月3日までの清貞とその被官の勳功を記した上で、必ず恩賞を与えるとしている。応仁元年（1467）の赤穴氏の場合、実際に翌応仁2年に書下により恩賞を与えられていた。ところが、尼子氏の場合には【8】文明11年（1479）8月26日書下⁽³⁸⁾により、当知行分の能義郡利弘跡、下今津と意宇郡阿陀加江跡半分が安堵されているだけである。これは文明6年（1474）に経久が安堵された3カ所の内、生馬郷が消えて、その代わりに下今津が入ったのみで、父清貞領は含まれていない。当然、京極氏と尼子氏の双方で代替わりがあれば、前代の安堵が再確認されるはずである。

佐々木文書の残り方からすると、与えられたが文書が失われたのではなく、本来与えられなかつた、すなわち、清貞が書状形式の文書で与えられた所領の多くは最終的に書下によって与えられるることはなかったことになる。一方京極氏領の又代官となった、美保関と安来庄領家分については、事情が異なるが、応仁2年（1468）に代官職に補任された美保関を尼子氏が文明8年（1476）に至るまで安定的に確保できなかつたことも、これまでみてきた史料から明白であろう。

松田氏が支配した安来庄地頭分はどうであろうか。尼子清貞は応仁2年に松田備前守跡の所領を与えられているが、その中に安来庄地頭分はみえない。そして、文明8年には能義郡土一揆の首謀者松田三河守領跡安来地頭分を書状形式の文書【39】で与えられているが、最終的文書である書下を与えられてはいない。そして、安来地頭分から松田備前守跡は除かれしており、三河守でも尼子氏でもない国人がそれを支配（一時的か）していたことになる。

永正14年（1517）7月に、尼子経久は鴨社に対して公用1000疋を納めているが、これは戦国大名尼子氏が京極氏領安来領家分代官職を継承したものである。一方、松田氏は承久の乱で安来庄地頭職を得、代々相続してきたが、文和3年（1354）に秀綱討死の勳功により、京極秀綱跡が出雲国安来庄を与えられている。後に松田氏が幕府方に戻ったことにより、地頭職は松田氏に安堵されたのであろう。応永25年（1418）には出雲大社三月会の頭役負担を鴨社側が拒否したのに対して、地頭松田氏が証拠書類の提出を命じられ、その結果安来庄が頭役を負担してきたことが明らかになった。そのことを幕府は、安来庄地下人へ伝えるよう守護京極孫童子に命じている。京極氏が安来庄領家方（鴨社）代官職を獲得したのはこれ以降のことであろう。

一方、松田三河守の所持していた文書を後に日御崎社検校小野氏が手に入れているが、その中に、すでにみた【15】文明5年2月11日の政高書下、鎌倉時代の安来庄の幕府安堵状とともに、大永4年（1524）の宣旨案（藤原宗政が宮内少輔に任官）が残されている。安来庄地頭職が松田氏か

ら尼子氏へ交替した場合、文書も尼子氏方に渡されるはずであり、宗政はこの時点の安来庄地頭で、法吉郷も支配していたことになる。

元亀2年（1571）3月の尼子勝久袖判奉行人連署下知状⁽³⁹⁾は、松田氏領を従来支配していた本領と新給分に分けて記している。本領についてみると、島根郡（生馬・比津・法吉・西之村・市成村・末次之内森分）、秋鹿郡（伊野）、楯縫郡（小境）という宍道湖・大橋川の北岸の所領と、安来地頭分と隠岐国賀茂からなる。併せて島根三郡奉行（前記の3郡であろう）でもあった。新給分は、全く新たな所領と、本領（安来地頭分・法吉・末次）の中で一部が他氏に与えられていたものを返すものからなる。安来地頭分は戦国大名尼子氏のもとでも松田氏の支配が続いているのである。

応仁元年（1467）に美保関から朝鮮国王へ遣使した人物に「松田備前太守藤原朝臣公順」と「左衛門大夫藤原朝臣盛政」がいるが、前者が松田備前守で後者が松田三河守（その後継者が宗政）であろう。松田三河守の後継者藤原宗政が、安来庄地頭職の文書を保持していたことからすると、三河守が惣領で、備前守は庶子家ということになる。ともに安来庄、舍人保、美保関に権益を有していた。寛正5年（1464）には大西氏、下河原氏とともに段錢徵収に当たっていた備前守が西軍山名氏方となったのに対して、三河守は東軍京極氏方であった（応仁2年時点は畿内で活動か）。その点では、対馬守家が反京極氏で、信濃守家が京極氏方であった三沢氏と変わることはない⁽⁴⁰⁾。

備前守跡の所領をめぐっては尼子氏と松田三河守の間で激しい対立が起こった。これまで美保関についてみてきたように、京極氏は尼子氏への安堵を優先したが、実際の権益の確保は困難であった。

以上、応仁・文明の乱で尼子氏が得た権益について関係史料に史料批判を加え、且つ正確な年次比定を行った上で検討してきた。その結果、尼子氏が得た権益は一部にとどまり、安来庄を中心とする松田氏もその勢力の大半を維持したとの結論を得た。では、能義郡土一揆はどのように収拾されたのだろうか。岡崎英雄氏は、尼子氏が最終的に能義郡土一揆と合流したとの説を提示されたが、実際通説の説くような京極氏と尼子氏側が土一揆を鎮圧したことを示す史料はない。土一揆との間に妥協が成立し、それを踏まえて文明11年（1479）に京極政経が尼子経久に所領を安堵したと考えられる。また従来、出雲国における応仁・文明期の動きの中で、尼子清貞とその合戦にのみ焦点があたっていたが、よりひろく当時の出雲国の状況をみていく必要がある。

5 国人と土民の一揆

文明8年（1476）4月、美保関舟役の懸沙汰をめぐり尼子氏と松田氏が対立する中、能義郡土一揆が勃発し、尼子氏は被官を率いてその対応に追われたが、同様のことは文明元年から2年にかけてもみられた。そして、文明末年には赤穴郡連置文の「雲州衆こと々々く京極殿をそむき申、惣領秀連と一味す」という事態へ発展する⁽⁴¹⁾。

【44】下線部のように、文明2年（1470）以前に国人が三沢対馬守を中心に一揆して「懈怠」を行った⁽⁴²⁾。守護がその懈怠の張本人（三沢対馬守らであろう）を処罰したことに対して、応仁2年（1468）の松田備前守を中心とする反守護方の蜂起が起こった。その参加者には「布廣弟」（惣領対馬守の嫡子為忠の兄弟に布廣信濃守がいたことについては後述）や「三沢代官福頼十郎左衛門尉」が確認できる。その鎮圧後、反守護方国人の処分が行われると、その成敗に反対として、出雲国人等が連署して訴状を提出したのであろう。それに対する京極氏の指示は、【46】のように多胡

(意宇郡)、山佐(能義郡)、佐方(飯石郡)、飯沼・下笠(大原郡)、野波(島根郡)、小境(楯縫郡)という各氏の知行を差し押さえよというものであった。

【史料44】(一五号)

雲州国人等少々企一揆、成敗趣不可令承諾候由、連署案披見候、殊近年為宗三沢対馬守、有一揆同心、致緩怠候、就其張本人致其沙汰候處、無幾程如此所行一段子細候、所詮彼張本人注別帯加判候、先以彼等知行分可被押置候、委細尚多賀豊後守可申候、恐々謹言

六月二日 生觀(花押)

尼子刑部少輔殿

【史料45】(一六号)

(花押) [生觀]

知行分可被押置人衆事、

多胡宗右衛門尉 山佐五郎左衛門尉 佐方民部丞

飯沼四郎右衛門尉 下笠豊前守 野波次郎右衛門尉

小境四郎左衛門尉

文明二

六月二日

それにもかかわらず、国人側は隱岐国関係者と京極氏一族や寺菴をも巻き込んで今度は幕府に直訴(庭中)に及び、対応に苦慮した京極氏側は幕府に働きかけた。そして守護の挙状なく自由に直訴することは認められず、守護に処罰することを命じた幕府奉行人奉書【46】を獲得し、細川勝元がそれを伝えている【47】。

【史料46】⁽⁴⁸⁾

出雲・隱岐両国一族中・国人・被官并寺菴等事、不帶守護挙状、猥雖及直訴訟、不可有御許容、早任先例、可被成敗之由、所被仰下也、仍執達如件、

文明三年五月十六日 下野守判

肥前守判

佐々木孫童子丸殿

【史料47】

出雲・隱岐両国一族中・国人・被官并寺菴等事、以自由之儀、猥雖及直訴訟、不可然候旨被成奉書候、目出候、堅可被仰付候、恐々謹言、

五月十六日 勝元判

佐々木孫童子丸殿

この反守護の動きには隣国の伯耆国と石見国の勢力も荷担しており、文明2年11月4日以前に石見国から敵が乱入し、尼子氏が赤穴氏などとともにこれを撃退している【48】。次いで文明3年8月には伯耆国から美保関に敵が打ち入り、尼子清貞が、被官とともに合戦に及んだ【49】。

【史料48】(二八号)

於今度西口神西湊令合戦、自身椹太刀被官三十六人討死、其外数輩被疵由承候、尤以神妙至候、弥可被竭戦功候也、恐々謹言、

十二月十三日 政高(花押)

尼子刑部少輔殿

【史料49】（二七号）

去月十六日自伯州、美保関江敵打入候処、相支及合戦、被官堀江三郎討死、其外數輩被疵由候、尤神妙至候、弥可被抽忠節候也、恐々謹言

文明三

九月廿一日 政高（花押）

尼子刑部少輔殿

文明4年（1472）以降、事態は鎮静化したが、その一方で同年には出雲大社と日御崎神社の堺紛争が表面化し、守護、守護代、国人に対する日御崎社側に合力せよとの命令が出ている。そして文明6年には美保関をめぐる松田三河守と尼子氏の対立が再燃した（【30】、【4】、【34】、【35】）。

6 所領の押領

【史料50】

中 松主 一 八 八 廿一

一、飯尾彦左衛門尉清房

知行分雲州庄原村代官妙光院玄覚ニ借錢卅二貫文事、以同六年々貢返辨之處、拘惜借状、猶有過上之由申云々

文明8年（1476）8月、飯尾清房が庄原村代官妙光院玄覚を訴えている【50】⁽⁴⁴⁾。32文を玄覚から借り、それを文明6年分の年貢で弁済したのに、玄覚側はまだ借金が残っているとして借用状を返さないというのである。ここから玄覚がかなりの経済力を持っていたことがわかるが、この妙光院玄覚は、文明4年（1472）4月には、前幕府政所執事伊勢貞親から幕府御料所朝山郷内の志賀々、野尻、下畑を元来寺領であったとして寄付を受けている⁽⁴⁵⁾。寺とは朝山郷内野尻にあった比叡山末寺の牛蔵寺である。

玄覚の置文によると、「當寺再興」のため仙道7ヶ村内の東3ヶ村を還補されたとしている。文明5年8月16日には、幕府から朝山郷牛蔵寺領の還補が尼子清貞に伝えられている。そして隣接する飯石郡種郷内別所、里坊、坂本等を取り戻すことに成功している。同地を支配する多賀氏惣領と庶子多賀紀伊守清忠などが応仁・文明の乱で敵方に同意したことが原因であった。しかし現実には多賀氏側が抵抗したため、幕府が多賀氏に押領停止を命ずるとともに、国内の有力国人（佐世・広田・宍道・村井氏）と守護代尼子清貞に寺家雜掌に沙汰付けるよう命じている。

一般的には庄園の支配は国人の押領により有名無実化するとされるが、玄覚の場合は、幕府御料所内の寺であることを利用して寺領の回復に成功し、その一方ではこれも御料所である福頼庄内庄原村の代官を務めていた。そして、文明18年（1486）には、「法王寺」として朝廷の祈願寺に指定されるとともに、勅額を与えられている。ちなみに、この牛蔵寺は建武の新政時には三刀屋氏が国外を転戦する隙について、三刀屋郷を押領したとして訴えられている。

文明年間に出雲国内の所領をめぐり、文明8年（1476）の庄原村をめぐる飯尾清房と妙光院玄覚の対立と同様の紛争が続発している。訴えられているのは多賀紀伊守清忠と朝山八田肥前守である。

【史料51】⁽⁴⁶⁾

中 清泉州 文明五 十一 六

佐々木吉田四郎貞秀申状

當知行雲州吉田庄内垣名事、亡父六郎左衛門尉清秀、為庶子分入置千疋質券之處、號約月馳過、于今不返付候、以彼者年貢連々収納分過一倍之上者、可給御下知候、云々、

【史料52】⁽⁴⁷⁾

中 清泉州 -七 二廿四

佐々木吉田四郎知行雲州能義郡吉田庄内所々事、彼父六郎左衛門尉清秀借錢（但預狀也）寛正四十五質券五名（借金名、垣坂、弘安々、棘垣々、垣々）分百卅貫文、同年十廿五日借錢卅七貫文分二名（伊力名、原名）同五年四二借錢四十三貫文、以前之五名也、各任契約状、永代可致知行云々、

【史料53】⁽⁴⁸⁾

中 飯加 - 七 十二 十四

一、佐々木塩治與五郎政通

雲州赤江庄事、故兵部大輔時、多賀紀伊守江入置借錢質券之處、雖馳過約月之外、數年不返付之、同國久多見保事、朝山八田肥前守號質券之地、數年押領之、

以上二ヶ所事可預御成敗之由

多賀清忠は、文明5年（1473）11月には能義郡吉田庄をめぐって吉田貞秀から訴えられている【51】。貞秀の亡父清秀が庶子分である庄内垣名を質として多賀清忠から千疋を借りた。その代わりに垣名の年貢を多賀氏に渡す約束であった。そして約束の期間が過ぎて年貢で借りた額の倍を渡したにもかかわらず、返還されないとして訴えたのであった。これに対して多賀氏側は、寛正5年（1464）までに3度に亘って七名を質に210貫文（130貫文、37貫文、43貫文）を貸したとして、契約状に任せて吉田庄七名の知行を認められるように求めている【52】。

清忠は文明7年に、同じく能義郡赤江庄についても、塩治政通から訴えられている【53】。政通も亡父兵部大輔豊高が赤江庄を質に多賀清忠から借錢をし、年貢を渡したにもかかわらず、質に入れた赤江庄が返還されないことを訴えた。そして政通は、楯縫郡久多見保と島根郡長田西郷内坪谷村について、朝山八田肥前守を同様に訴えている。

政通の父豊高は、兄高清が死亡した時点で、その後継者貞綱が幼少であったため（本来の後継者が死亡した）、一時的に塩治氏の惣領の地位にあった⁽⁴⁹⁾。一方多賀清忠はと言えば、寛正6年（1464）にはその所領を清泉寺住持春浦宗熙和尚に寄進しているが、その中に、島根郡長田郷内市成村と能義郡内赤江郷地頭分（これが塩治氏領か）がみえるのである。

京極氏との関係で出雲国内に所領を得た多賀氏は、周辺の所領を持つ吉田氏や塩治政通に対して所領を質に金を貸していたのである。近江国が本拠地ではある多賀氏であるが、守護京極氏との関係を深め、飯石郡多祢郷や楯縫郡宇賀郷内にも所領を得ていた。文明4年の出雲大社による日御崎社領の押領停止の幕府奉行人の命令を受けた国人の一人に清忠の子「次郎左衛門尉」（秀長）がみえており、出雲国内にも活動の拠点を持っていた⁽⁵⁰⁾。

同じく訴えられている朝山八田肥前守は、朝山氏一族で、応仁末年頃には、「八田五郎左衛門尉」が守護京極生觀（持清）から出雲大社領の問題への対処を命ぜられている⁽⁵¹⁾。朝山氏惣領清綱は、正長2年（1429）9月には朝山郷など出雲国内の所領を守護により召し放されたとしてその回復を幕府に訴えている⁽⁵²⁾。その一方では、京極高数から佐陀庄内秋鹿分の祢宇・平田を与えられ、清綱の嫡子信綱が寛正5年（1464）11月には京極持清から前記所領の反錢を免除されている⁽⁵³⁾。そして、応仁2年（1468）には八田肥前守が出雲国から上洛し、京極生觀に出雲国内の状況を報告している。

訴えた側と訴えられた側の違いはどこにあるのだろうか。吉田氏、塩治氏、さらには飯尾清房は幕府との関係で所領の支配を認められていたが、その活動の拠点は出雲国外にあったと思われる。一方、多賀氏と朝山八田氏は守護との関係を強めて出雲国内での活動を強化していた。それは妙光院玄覚も同様である。

出雲大社領の領家山科家は幕府・将軍との密接な関係を有しており、文明4年には建仁寺祥雲院に寄進していた鳥屋郷と伊志見郷が山科家に返された⁽⁵⁴⁾。応仁・文明の乱で山科家の収入が減少したことに対するものであったろう。山科家は、文明4年に奉公衆佐波氏を伊志見郷の代官職に補任し、同8年には鳥屋・石塚・富・千家・遙堪郷代官職も佐波氏に委ねている。

ところが文明12年（1480）11月時点で出雲国所々は「近代不知行所々」の中にみえる。佐波氏による年貢未進が発生したのだろう。そして翌13年3月には山科家が在国する京極政経に家領の沙汰を求めている。それに先立ち文明11年8月に佐波某が京極政経に降伏したことが中央で報じられているが、この山科家領問題であろう。代官であった佐波氏は降参に追い込まれたが、いぜんとして問題は解決していないのである。すなわち、文明13年8月には守護被官人である三沢氏と下河原氏による山科家領の押領が問題となっている。その後、山科家領は塩治氏や三沢氏といった有力国人が代官となっている。山科家からすれば、年貢の減少には目をつぶり、現地の有力国人を代官にするしかなかったのであろう。

以上のように、出雲国内では庄園領主や幕府を問わず、中央で権益を認められた人々が所領を支配することは困難となっていた。そうした中で、現地の国人を代官に補任したが、年貢の減少や押領はさけることができなかった。応仁・文明の乱が戦われる一方で、在地では以上のような状況が進行しており、守護代尼子氏としてもそのような状況への対応を迫られていた⁽⁵⁵⁾。

7 御料所朝山郷をめぐる対立

以上の点を踏まえると、明応4～9年（1495～1500）の幕府御料所朝山郷をめぐる対立や、大社十二郷内山科家分をめぐる問題を理解することができると思われる。幕府奉公衆塩治氏も15世紀後半、高清の嫡子貞綱の代から、活動の拠点を出雲国内に移すようになる。そして明応3年（1494）には、塩治新九郎が朝山郷代官職に補任されるが、年貢難渋により更迭され、飯尾清房がこれに代わった⁽⁵⁶⁾。ところが、塩治新九郎は塩治氏惣領貞綱だけでなく、出雲国人と結んで、飯尾氏の入部に抵抗したのである。ここでも幕府を背景とする飯尾氏に対して、在地を基盤とする塩治氏が対抗している。

一方、同4年末には、朝山郷と出雲大社領の間で山論が発生し、代官を上洛させて事態を説明するよう求めた命令を無視し、国造が塩治氏に与同しているのは不当だとして、幕府は翌年2月までに召文に応じることを命じている⁽⁵⁷⁾。

以上の塩治郷をめぐる飯尾氏と塩治氏の対立と、朝山郷と大社領の堺問題が結びつき、明応5年4月23日に、幕府は事態を、国造が召文を無視するだけでなく、朝山郷について飯尾氏と対立する塩治氏と古志氏を巻き込んで合戦に及んだとし、出雲国の有力国人「佐々木宗道兵部少輔」、「神西」、「三沢遠江守」に飯尾加賀守への合力を命じている。また、飯尾氏だけでなく、朝山郷名主（衆中か）に対して、合戦で馬庭氏が討ち死にしたことを賞するとともに、さらなる忠節を求めている。

【史料54】⁽⁵⁸⁾

飯尾加賀守清房申、上様御料所朝山郷代官職事、帶補任御下知等知行無相違之処、当郷内沢并山境之儀、杵築社両国造背往古例、去年以来致違乱之条、為糾明及三ヶ度雖被成召文、遂彼雜掌不能参洛、剩相語佐々木塩治、同古志左京亮以下国人等、差寄御料所致合戦、地下人数輩被疵、馬庭兵衛尉其外一両輩令生涯注進到来之条、前代未聞所行也、不可不誠、所詮於彼論所者云山境、云沢共以被付御料所訖、至両国造狼藉者、任制法追可有御成敗之上者、有自然儀者、合力清房代可被致忠節由、被仰出候也、仍執達如件、

明応五

四月廿三日

貞通（花押）

玄茂（花押）

佐々木宗道兵部少輔殿

一方、荷担したとされる古志左京亮に対しては、5月中に参洛すべしとの召文が出されており、幕府が塩治氏と国造を首謀者と考えていたことがわかる。守護京極氏や守護代宛の文書がないのは、当時の出雲国の政治状況を反映したものであった。京極氏は畿内での合戦に従事しており、尼子経久追放後に守護代となった塩治氏某は、仮にこの時点でなお守護代の地位にあったとしても塩治氏一族でありこの問題では機能しないが、実際にはこの時点ではすでに尼子氏によりその地位を追われていたのである。

8 尼子経久の失脚と復権

経久追討に関しては、関係史料が少なく、軍記物に頼らざるを得ないが、軍記物そのものの表記も画一的で具体性に欠けている。すなわち、富田近辺を押領し、三沢・三刀屋氏らを従えようとしたので、京極氏が三沢・三刀屋・浅山（朝山）・広田・桜井・塩治・古志氏ら国人に命じて追討したというのである⁽⁵⁹⁾。

【史料55】⁽⁶⁰⁾

出雲・隱岐両国段銭事、故大膳大夫入道生觀被官人等就申之近年依免置、公役已下闕怠之条太不可然、所詮悉令棄破、任去永享年中之例致懸沙汰、嚴密可被勧仕諸役、若有及異儀之族者可被處罪科之由所被仰下也、仍執達如件、

文明十四年十二月十九日 下野守 判

大和前司 判

佐々木治部少輔殿

【史料56】（六一号）

出雲・隱岐両国段銭事、故佐々木大膳大夫入道生觀被官人等就申之近年依免置、公役已下闕怠之条太不可然、所詮悉令棄破、任去永享年中之例致懸沙汰、可被勧仕諸役之旨、被仰付治部少輔政經畢、更不可有難渋、若有及異儀之族者可被處罪科由被仰出候也、仍執達如件、

文明十四

十二月十九日

英基 判

元連 判

佐々木尼子民部少輔殿

幕府が守護京極政経と守護代尼子経久に対して、出雲国の守護被官人等に対する段銭免除を破棄し、今後は永享年中（守護持高の時代）の例に準じて段銭を賦課するので、異議を申すものがあれ

ば処罰せよと伝えている。京極氏宛だけでなく尼子氏宛も京極氏のもとに残されていたものを尼子氏が写したものである。この例も史料の伝達過程を教えてくれるものである。幕府からの命令は京極氏に伝えられ、京極氏から尼子氏に対して案文が渡されるのだろう。そして、原本を得ていた京極氏が史料を保存したのである。この直前の文明14年12月2日に京極政経は持清判形に任せて牛尾五郎左衛門尉に本知行分公田4町60歩の段錢を免除している。

この問題は尼子氏だけでなく京極氏の問題でもあったが、【57】をみる限りは、京極氏が段錢賦課を肯定する立場に転じたのに対して、尼子経久は段錢を難渋するとともに、寺社本所領を押領したのであった。

【史料57】⁽⁶¹⁾

佐々木尼子民部少輔事、背御成敗、押置寺社本所領、剩今度御所修理料段錢事、被仰付宮兩人之所令難渋、其外条々倦怠非一之上者、被成退治之御下知畢、然而如風聞者佐波兵部少輔合力彼尼子出張云々、言語道断之次第也、河州進発事被仰付之處令遲怠、結句如此之所行太不可然、自然雖有子細不日止其綺、可被發向河州由、所被仰下也、仍執達如件、

文明十六年三月十七日 下野守（花押）

大和前司（花押）

吉川次郎三郎殿

尼子経久に対して幕府から退治の命令が出されたことを記した有名な史料であるが、最後の河州進発を誰に命じているかについては、意見が分かれている。すなわち、大日本史料では吉川次郎三郎への命令が過去に出ており、吉川次郎三郎とする。これに対して米原氏は尼子経久であるとしている。その理解のカギは宛名の吉川氏と尼子氏、佐波氏との関係である。

史料は最初に尼子経久の行為と退治の命令が出たことを伝え、次いで佐波秀連が尼子氏の出張に合力していることを非難している。そして大日本史料はこの文書が吉川氏宛であるとして、最後の命令は吉川氏に対するものと理解している。それに対して、米原氏は最初に尼子経久の行為を述べているため、尼子氏への命令だとする。ただ、尼子経久退治の命令が出ていていることからすると、尼子氏ではなく、かといって下線部の「如此之所行」とは佐波氏の行為としか理解できないので、河内国への進発は佐波氏への命令であると考える。

問題はなぜそれが吉川氏宛なのかということだが、吉川経基の娘が尼子経久と結婚していることはよく知られている。そして吉川氏と佐波氏の関係は、佐波秀連の娘が吉川経基と結婚しているのである。すなわち、尼子経久の妻の母が佐波氏出身なのである。こうした関係を背景に、佐波氏が尼子氏の出張に合力していることを批判した上で、佐波氏が幕府の命令を受けてすみやかに河内国に進発するよう、吉川氏に協力するように伝えているのであろう。

【史料58】（応仁2年カ）⁽⁶²⁾

就当國忿劇、吉川氏方御親類御出陣候、祝着之至候、仍多久和跡之事幸闕所地候、殊有要害事候、旁以被抱置候者可然候、依御返事大夫方江可致註進候、無子細分候者、早々彼郷事有御支配候、所務時分候、然者先以可遣一行候、此趣吉川方江可被仰遣候、恐々謹言、

十月十三日 清貞（花押）

佐波彦四郎殿 御宿所

出雲国における応仁・文明の乱の初期段階で、多久和跡が闕所となり、京極氏が尼子氏にこれを与えようとしていたが、結局多賀氏の干渉もあって尼子氏の得るところにならなかったことについて

ては、すでに述べた通りである。尼子氏はその多久和跡を尼子氏への協力のため出雲国に出陣した安芸国の吉川氏に与えようとしている。その両者の間を仲介したのが佐波秀連であった。佐波氏と吉川氏の婚姻関係については、すでに述べたとおりである。尼子経久と吉川経基の娘の婚姻は文明末年頃のことと思われ、佐波氏がその仲介役となった可能性は大であろう。

佐波氏にとっても庶子赤穴氏との所領問題があり、最終的に京極氏側近の多賀高忠と幕府奉行人飯尾氏の仲介で解決している。文明8年（1476）11月9日には佐波秀連が赤穴幸清子の赤穴法師丸に対して當知行を安堵するとともに、両者の間の水魚の思い（協調）を伝えているのが、この解決にともなうものであろう。その過程で佐波氏は京極氏の守護代尼子清貞との関係を強めたのである。

そして尼子経久が京極政経から3ヶ所の所領を安堵された文明11年（1479）には、佐波氏が京極氏に降伏したことが京都に伝わっている。すでに述べたように、山科家領の押領により佐波氏が訴えられ、京極氏により排除されたのである。当然尼子経久も佐波氏攻撃に参加したはずである。問題はその後の三者の関係であるが、「近年君谷陣之時、雲州衆こと々々く京極殿をそむき申、惣領秀連と一味す。國こと々々く同心候間、たゞ赤穴一人國さかへと申、佐波近所の事たる間不及了簡、無二に幸清さかへに出たり。これ京極殿への緩急たるへからず。國こと々々く御敵に成候て以後、かなはず候て出候事は忠節たるべく候」（赤穴郡連置文）との状況となった。尼子氏については記さないが、これが文明14年の尼子氏出張に佐波氏が合力したと幕府が批判した事件以後の状況を示すと思われる。

「君谷」については石見国邑智郡の君谷が知られているが、佐波氏の本拠地の西側である。この「君谷陣」は出雲国飯石郡来島郷内の「木見谷」のことと思われる⁽⁶³⁾。京極氏が佐波氏に預けた来島郷内の木見谷を拠点に佐波氏を攻撃しようとしたのに対して、守護代尼子氏や有力国人が反京極氏の立場に立ったのである。それに対して赤穴氏は出雲国の外へ出る形で、反京極氏陣営には参加しなかったのである。

【史料59】⁽⁶⁴⁾

尼子民部少輔、取懸松井□□狭守在所之由注進候、先以□□事候、近年民部少輔背□成敗事候間、此時自身□□進発、一段可申付候、各□其意可有出陣候、先不□□時可有合力松井候也、□々謹言

十一月三日 政経 判

牛尾五郎左衛門尉殿

牛尾彦五郎殿

松井氏の所領といえば苗字の地である能義郡松井庄と島根郡生馬郷が考えられる。前者は富田庄の近隣地域であり、後者は一旦は松井氏が反京極氏となったため、闕所地として尼子氏に与えられたことがあった。文明16年の幕府奉行人奉書では、尼子経久が寺社本所領を押領したとし、軍記物では富田城周辺を押領したとしている。いずれにせよ京極氏の支配から尼子氏が独立しようとした動きであった。

牛尾氏に松井氏への合力を命じる10月の文書【55】が文明16年（1584）のものとすれば、軍記物が経久が富田城を奪回したとする文明18年正月までには1年足らずの期間しかない。延徳2年（1490）春の春浦宗熙贊⁽⁶⁵⁾の存在からして、この時点での経久の実質的復活は実現していたはずである。ただ、幕府からみればなお反逆者であり、命令文書の宛先に経久が記されることはない。

尼子経久の父清貞は、京極氏の守護代として京極氏の支配に異議申し立てを行う国人達との間に

合戦を繰り広げたが、結局文明8年段階で国人層を抑えることはできず、妥協せざるを得なかった。それは京極氏も同様であったが、結果として経久が京極政経から得たのは文明11年の3カ所の所領にとどまった。在地（国人）と権威（京極氏）との対立の中で経久が権威から得た者は限られたのである。そして当時の出雲国では在地が権威を圧倒する状況が進行しつつあり、幕府も守護京極氏もその進行を押しとどめることはできなかった。そうした中で、経久の選んだ途が、松田氏を中心とする有力国人層と結んで、守護京極氏の権益の空洞化を図ることであったのは想像に難くない。一旦は京極氏によりその地位を追われた経久であったが、まもなく復活し、京極政経は様々な状況の中、文明18年（1486）7月には出雲国を離れ上洛した。

一方、長谷川氏の主張された、塩治氏、古志氏、国造家による出雲国西部の地域連合体であるが、3者の間に婚姻関係があったのは確実であり、それを梃子に3者が協力することは当然ありうることであるが、それを自立的政治秩序の形成と評価するにはなお、根拠が必要である。

古志氏は、応永末年（1420年代）には、塩治氏一族の大熊氏とともに守護の命令を受けて、出雲大社と日御崎社の紛争の調停にあたっている。大社と日御崎社の両方に関わる場合は、大熊氏と古志氏の両方に宛てて守護の文書が出されるのに対し、日御崎社のみに関わる場合は古志氏のみを宛所としており、古志氏は日御崎社を担当していた⁽⁶⁶⁾。長谷川氏の説くように後には大社（千家国造家）と婚姻関係を結んだが、それだけではなく、日御崎社とも関係を持っていたのである⁽⁶⁷⁾。

そして長谷川氏は、塩治氏や古志氏が守護からの文書の宛所としてみられなくなるのは、大社との関係を強め、守護のコントロールがきかなくなったためだとされるが、奉公衆塩治氏はともかくとして、古志氏の場合は、惣領家が交替したこともある、守護関係文書だけでなく、幕府関係の文書の宛名としても登場していないのである⁽⁶⁸⁾。

この前後の経久に関する一次史料は残っていないが、安芸国人吉川経基の女子と結婚し、政久（1488）、国久（1492）、興久（1497）の3人の男子をもうけている⁽⁶⁹⁾。そして経久女子が宍道氏嫡子と婚姻関係を結んでいるが、それは両者の間に生まれた経慶が、享禄3年（1530）の塩治興久の乱前後に28歳で死亡している点からすると、明応末から文亀初年（1500～1501）頃であろう。永正7年（1510）には国久も「吉田孫四郎」とみえており、これ以前に婚姻関係を結んで吉田氏へ養子に入っていたはずである。そして経慶が尼子国久女子と結婚しており、その間に後の隆慶が大永7年（1527）に誕生している⁽⁷⁰⁾。尼子国久と宍道隆慶の年齢差は祖父と孫の関係としてはぎりぎりの35歳差であり、国久の結婚（興久が塩治氏女子ではなく山内氏女子と結婚していたように、国久の相手も吉田氏女子ではなく多胡氏女子であろう）さらには国久女子と経慶の結婚が極めて明確な意図のもとに行われたことがわかる。

宍道氏との婚姻関係も、経久女子と結婚したのが「久慶」、国久女子の相手が「経慶」と、尼子氏主導で行われている。具体的過程は不明だが、出雲国内での勢力を高めることによって実現したことは確実である。

【史料60】⁽⁷¹⁾

御料所出雲国朝山郷事、対代官塩治三河守、地下人等号有意趣、不能年貢納所之間、雖可有異沙汰、以寛宥之儀、去年去々年公用令京進、可被直務之段、先度被成奉書之處、曾不其沙汰之上者、任全造意歟、雖脱其咎、雖然為令無後悔、重被相触、所詮云兩年々貢、去當納分共以嚴密可沙汰渡伊勢備中守代之旨、堅可被加下知、更不可有難渋之由、所被仰下也、仍執達如件、

明応九年四月十九日

前丹後守在判

大和守在判

佐々木大膳大夫殿

塩治氏・国造家・古志氏連合軍と、幕府（飯尾氏）・名主連合軍の対立は前者が優位に立ち、塩治氏惣領三河守貞綱が幕府御料所である朝山郷代官となった。【54】からみて塩治貞綱の代官補任は明応6年以降のことであろうが、その後も地下人の抵抗が続き、下線部のように塩治氏による年貢納入は困難であった。明応7年と8年分については、公用を京都へ直接納めさせるとともに、塩治氏を解任して幕府政所（執事伊勢氏）による直接支配とした。ところが、いぜんとして納入されないので、守護京極政経に対し、3年間の年貢を伊勢備中守（貞陸かその子貞忠）の代官に納めさせるよう命じている。長谷川氏は貞綱の朝山郷代官補任をもって塩治氏・国造家・古志氏連合軍の勝利と評価されるが、その立場は極めて不安定なもので、地下人の抵抗を受けて年貢の納入もできず、まもなく解任されている。

守護京極氏が出雲国内に復帰し、国内での勢力を強めつつあった前守護代尼子経久が政治的に復権すると出雲国内の政治状況は大きく変化した。守護京極氏の不在の間に出雲国東部を中心にその勢力を強めつつあった尼子氏の政治的復権が、出雲国内に復帰した京極氏と結ぶことにより可能となったのである。明応9年12月、幕府の家臣と思われる矢島氏が飯石郡熊谷上下郷を三刀屋刑部丞に売却したことについて、幕府奉行人が尼子経久にその事実を伝えるとともに、万一（自然）の事があった際にはこの点を承知しておくよう伝えている。

そして永正2年（1505）の京極氏と尼子氏による塩治攻撃【61】を経て、同5年（1508）の出雲国西部制圧という事態に発展したのである。赤穴庄西分福田村について、現在は佐波氏一族の下野守に与えているが、赤穴氏が今回塩治で忠節を行ったので、佐波氏惣領誠連は、下野守一期の後は恩賞として赤穴氏に与えるとしている。赤穴西分は、赤穴氏一族の正連流（千束氏）が相伝していたが、永享年間（1430年代）に佐波氏惣領と高橋氏が戦った際に正連流は高橋氏方となった。事件後、正連流の所領は3分2が赤穴弘行分、3分の1（福田村）が正連流に分割されたが、実際には正連流の所領は佐波氏惣領が支配した⁽⁷²⁾。

【史料61】⁽⁷³⁾

尚々下野殿一期之間ハ福田之役をさしをき申候、

彼在所御知行之時者福田役嚴重に可有御沙汰候、

福田之内善七郎に扶持候在所、只今下野殿知行候、今度於塩治忠節候間、彼一期之後事其へ進之候、と々けにあたはす無相違可有知行候、為以後候間、善七郎所より我等かたへの状そへ進之候、恐々謹言、

永正二

十月三日 誠連（花押）

赤穴左京亮殿

これに対して赤穴氏側は佐波氏への忠節により赤穴庄西分福田村を獲得せんとするが、一部は佐波氏関係者が支配していた。その一部が永正2年の塩治での忠節に基づき、赤穴氏への返還が約束されたのである。佐波氏と赤穴氏が塩治での合戦に参加したのは、朝山郷をめぐる幕府と塩治氏の対立が続く中、守護京極氏に対して塩治氏の排除が命じられたのであろう。そして佐波氏も忠節により所領を獲得できたが故に、福田村の残りを赤穴氏に返すこととしたのであろう。この事件を契

機に、塩治氏とそれを支援した古志氏や国造家の勢力は大きな打撃を受け、尼子氏から養子を迎えること、尼子経久の娘との間に婚姻関係を結ぶこととなった。

結びにかえて－理論と実証

以上、応仁・文明期の出雲国の政治史に関する史料から、応仁・文明の乱で尼子氏は何を得ることができたかを中心にみてきた。通説では、西軍方となった国人、とりわけ松田氏を制圧し、守護京極氏からその権益を与えられたとされる。ところが、松田氏を中心とする能義郡土一揆を制圧した史料は存在せず、美保関と安来庄を中心とする松田氏の権益を得たことも明らかではない。文明11年に京極氏から最終的に与えられたものは利弘保、阿陀加江半分、下今津の3ヶ所の所領に過ぎなかったのである。父清貞の路線を継承して、出雲国人と守護京極氏の対立の中、京極氏側を選択して得られたものは微々たるものであった。そして、能義郡土一揆も鎮圧できず、妥協した形で終わった可能性が高い。

そうした中、尼子経久が京極氏（権威）側ではなく、松田氏を中心とする出雲国東部の国人（在地）側の立場を選択した可能性は高い。幕府から徵収を命ぜられた段錢を納めず、富田庄周辺を押領したとする軍記物の記述は、事実を反映したものと思われる。京極氏とそれを押しとどめる力はなく、文明14年12月段階でも牛尾氏に持清判形に任せて本知行分公田の段錢を免除している。

現在、通説の位置を占める長谷川氏の立論は明快ではあるが、実証面では以下のように、多くの課題を残している⁽⁷⁴⁾。

①長谷川氏は、尼子氏の戦国大名化の最初の契機として応仁・文明の乱における松田氏制圧をあげながらも、その一方では「この時期（永禄・元亀年間の松田誠保）に至るまでに尼子氏への帰属性が、非常に強固となっていた」、「松田氏が応仁・文明の乱を直接の契機として、次第に尼子氏の下に組み込まれていった」と記され、松田氏制圧の時期を特定されない。これでは松田氏制圧を尼子氏の戦国大名化の第1段階とする位置づけはあいまいとなってしまう。本稿では主にこの第1段階について検討し、応仁・文明の乱において尼子氏が松田氏の勢力を制圧したとの説が成り立たないこと、美保関の確保も十分ではなかったことを論証した。

②第2段階として氏は奉公衆塩治氏の掌握をあげる。ここが氏の主張の最も新しい点であったが、戦国期の塩治氏の勢力が過大に評価されているという問題点がある。塩治高貞に至るまでの守護佐々木氏が築きあげた勢力の多くは、奉公衆塩治氏ではなく、新守護京極氏に受け継がれたことが踏まえられていないのである。これまでの尼子氏研究の弱点の一つは守護京極氏の支配と尼子氏の支配との関係の究明が十分になされていないことであるが、それは長谷川氏の研究も同様である。

そして塩治氏の勢力を過大に評価したため、尼子氏による塩治氏制圧は容易ではなく、多くの困難があったという評価とならざるを得ない。尼子経久の子興久の塩治氏養子入りについて、「両者の合意に基づく施策であることを窺わせる」と述べざるを得なかつたが、その一方で、「塩治に新たに送り込まれた興久直属の家臣が相当数存在し」、「尼子氏の塩治氏掌握に対する主体的で積極的な姿勢を窺わせる」とする。前者では、両者の合意を説き、後者では尼子氏主導の体制であったとしているが、これは矛盾した評価である。

毛利元就の子元春が安芸国吉川氏を相続したのは、存亡の危機に追い込まれた家臣が当主興経をおさえる形で実現したものである。長谷川氏は、尼子氏と塩治氏の間にどのような関係があったの

か、そしてそれはいつだったのかについて述べられない。塩治氏掌握についても「(興久が塩治氏当主として確認できる) 永正15年以前というかなり早い段階に実現していることは特に注目される」とこれまたあいまいに記されるのみである。その結果、永正5年（1508）段階で尼子経久が出雲大社造営を宣言し、翌6年には鰐淵寺に掟を定めたことの意義が正当に評価されないという問題が生じた。こうした点の一部についても、本稿の中で述べ、尼子氏がいかにして塩治氏と出雲国西部を掌握したかを明らかにした。

塩治興久の乱については、長谷川氏の研究により、時期と規模についてかなり明確になってきたが、「塩治氏との戦争にかろうじて勝利した尼子氏は、結果的に出雲国における「権力」を飛躍的に強化した」との評価は、具体的説明と正確さを欠いた情緒的表現であるといわざるをえない。

興久の兄国久の塩治入りについても、「興久撃退後のかなり早い段階で」とあいまいに述べられるが、実際に史料で確認できるのは天文12年（1543）の大内氏撃退後のことである。また天文7年段階で興久の子「彦四郎」（清久）が、政治の表舞台に登場しながらも、「エンヤ子息」と注記されていることを以て「家督を継承していない可能性を窺わせる」とされるが、その直前には国久嫡子式部少輔誠久についても「尼子刑部少輔子息」と注記がある。この二つの注記は単に説明のため加えられたものにすぎない。

ここで重要なのは、「彦四郎（清久）」が本願寺から返書を受ける対象となっていたことである。父興久もその名からして尼子氏であり、同じく父を塩治興久の乱で失った宗道氏の子（その母は国久女子）とは、共通する点（父の所領の一部の継承を認められる）と相違点（名前に「久」が含まれるかどうかの違い）がある。そして国久が尼子氏当主晴久を輔弼する機能を果たし得たのは「塩治氏時代以来の人的交流を前提とする国久の地位と実力である」とされるのも、具体性に欠ける⁽⁷⁵⁾。

③次いで、塩治掌握が戦国大名化する可能性のあった三沢氏を押さえ込むことを可能にしたとされ、大内氏の出雲国攻めに三沢氏が一旦荷担したことを口実に、横田庄を直轄化したことを述べる。

氏の三沢氏関係史料収集により三沢氏の実態解明は飛躍的に進んだが、ここでも史料の利用については課題が残されている。すなわち、氏は三沢氏と赤穴氏・牛尾氏・三刀屋氏との違いを強調されるが、両者の共通性も見ていかないと実態とずれてしまう。

その一例として、氏は三沢氏が守護京極氏に対して独立性が強く、惣領家がその軍役を忌避する傾向が強かったとして、三沢氏庶子が譲状で永享年間に九州での戦闘に参加したことを述べた部分を引用された（同氏「戦国期出雲国における大名領国の形成過程」）。ところがこの部分を氏のように、三沢氏惣領が軍役を拒否したので庶子がこれに替わって出陣したと解釈することはできない。守護の大事と惣領の大儀は同じ意味で使われていると解釈すべきである。

三沢氏も松田氏同様複数の家に分かれ、康正2年（1455）に守護代尼子清貞とともに出雲大社と日御崎社の紛争の解決にあたっている三沢対馬守（為信か）は、文明初年には出雲国人による反京極氏の国人一揆の中心となっている。一方、惣領信濃守為清とその後の惣領為忠（信濃守為清ではなく、対馬守為信の子であることは総光寺文書により明らか）は京極氏方であった。この点は庶家である備前守が反京極氏で、惣領三河守が京極氏方であった松田氏と同様であり、このような状況は、確認できる史料が残っているかどうかの違いはあるが、多くの出雲国の有力国人家に共通のことであったと思われる。

また、三沢氏が出雲国北西部の神門郡にも所領を得ていた例として、塩治郷内荻原をあげられた。この地は京極氏が支配し、その一部が牛尾氏に与えられ、それを牛尾氏が日御崎社に寄進していた。それを文明8年には三沢為忠が寄進している。寄進した田は「牛尾田」と記されるように、これまで牛尾氏によって寄進されてきたものである。ところが、荻原そのものの支配が京極氏から三沢氏に替わったため、このような措置がとられたと考えられる。

なぜ三沢氏が荻原を得たかといえば、文明7年（1475）11月に三沢氏惣領為清が近江国の戦闘で討ち死にした勳功による。三沢氏が牛尾・赤穴両氏と同様京極氏と深く関わっている例は他にもあるが、氏はそれらについては触れられない。

④最後に新宮党の討滅について、米原氏の提起をうけて、国久の相矛盾する二側面を踏まえ、晴久が、自己を中心とする権力強化のために、導き出した最終決断であるとし、それは、「晴久が出雲国西部における権力の浸透を、国久を介する方式とは別の方向でさらに推進させていける目処が立ったと判断した可能性が高い」とされるのも、結局、なぜ新宮党を討滅しなければならなかつたか、あるいは討伐がなぜ尼子政権の強化となるのかについて説得力ある説明にはなっていない⁽⁷⁶⁾。米原氏の提起そのものも、毛利氏による井上氏討伐とともに、尼子氏直属の富田衆の有力者が天文20年代初めに「～守」に任官することを根拠としてあげられるが、これは晴久の守護補任にともなう体制の整備である⁽⁷⁷⁾。

長谷川氏は井上寛司氏との共同作業で尼子氏関係史料の収集と公開という大きな成果を上げられたが、こと史料の分析となると机上の論理が先行し、史料をそれに合わせて引用・解釈されるため、いずれも具体的裏付け＝論証を欠くという結果に終わっている。尼子氏研究を含む出雲国中世史研究には史料と研究者がともに乏しいという大きな困難はあるが、その滅亡から16世紀末までの毛利氏の支配を含め、戦国史地域史研究の一翼をなす重要な分野として、実証に基づく研究が積み重ねられていく必要がある。⁽⁷⁸⁾

注

- (1) 大正2年（1913）の第1冊から刊行開始。政高関係文書で無年号のものは、大正11年（1922）刊の第8冊に収録されている。
- (2) 昭和3年（1928）刊。
- (3) 平成11年（1999）、島根県古代文化センター刊。佐々木家で本来どのような形で史料が保存されていたかが記されておらず、且つ編年で並べながら年代比定に消極的である。佐々木文書影写本の写真を掲載したことは、研究を進展させる上で大きな成果であるが、分析が不十分であるため、解説の記述にも多くの問題点を抱えている。
- (4) 平成15年（2004）、広瀬町刊。巻末に尼子氏と家臣の花押一覧を載せるが、その年次変化、特に京極政高（政経）と尼子詮久（晴久）の花押の変化についてほとんど関心が持たれておらず、その事が文書の年次比定と史料分析の精度を低めている。また、尼子氏以前の京極氏関係文書の多くは収録されていない。その背景として長谷川氏の立論が尼子氏は守護京極氏の権限を継承するのみでは戦国大名化は不可能であったというものであることと関係があろう。確かにそれのみでは不可能であるが、その一方で、京極氏権限の継承（その具体化は様々である）無しに戦国大名化は不可能であったことも踏まえなければならない。
- (5) 『出雲尼子一族』（1980）。『尼子経久－風雲の月山城』（1967）を増補・改訂したもの。課題はあるが、初めてのまとまった成果としては現在でも十分評価できるものである。

(6) 『戦国大名尼子氏の研究』(2000)。丹念な史料収集と戦国大名研究の成果を踏まえて記されているが、その個々の評価（具体的史料の分析）には課題が多い。長谷川氏の研究の問題点については、「むすび」でまとめている。

(7) 『尼子裏面史』(1979)、『続尼子裏面史』(1979)、『土一揆と尼子一族』(1982)。ここで述べられた「尼子氏分限帳」の評価については、課題があるが、なぜこのような史料が作成されたのかということが、最大の謎である。

(8) 「中世山陰海運の構造－美保関と隱岐の位置づけを中心に－」(鳥取地域史研究 6号、2004)。本稿執筆のきっかけとなったのは、中世後期の出雲大社領が守護と幕府との関係抜きでは語れないということを今年(2010)初めに感じたこと、後に触れる妙光院玄覚について知ったこと、さらにはこの錦織論文を再読したことであった。錦織論文は、石見国鑄物師山根氏のこれまで知られていない史料を分析するために、鑄物師関係論文を収集する中でその存在を知り初めて読んだ。その段階ではその意味が十分理解できなかったが、再読してみるとより、その意味と問題点がわかり、美保関と尼子氏の関係について見直すことになった。これらをきっかけにこれまでの尼子氏と中世後期の出雲国の政治史研究は全面的な見直しが必要であると思うようになり、戦国大名尼子氏の成立過程を検証はじめた。今回はその一部である、佐々木文書の分析からわかる応仁・文明期の尼子氏についてまとめた。

なお、筆者は2006年から7年にかけて『出雲塩冶誌』中世編を執筆し、中世後期の出雲国に関する自己の理解はかなり進んだと思っていたが、それは大きな誤解であり、従来の定説を含めて自説そのものにも大幅な手直しが必要であると感じるようになった。そこにおいて、2008年10月から開始した「資料の声を聴く」という従来の通説を再検討する作業が大きく影響した。

(9) ここでは直接の評価の対象としないが、松浦義則「戦国大名の領主層掌握について－出雲尼子氏を例として－」(『福井大学教育学部紀要』Ⅲ-30、1981)は尼子氏の支配体制を詳細に検証し、経久の孫晴久の代にもっとも体制が整備されたことを明らかにした重要な研究である。

(10) 現在は、データベースで画像を閲覧することも、ダウンロードすることもできる。佐々木文書として4巻に分けて影写されているが、本来の保存された状態とは違うことに注意が必要である。

巻末に「周防國吉敷郡平川村佐々木寅介氏所蔵、大正五年十一月寫了」と記されている。後の昭和12年(1937)3月に「分限帳」等の記録類が追加で写されている(「佐々木家文書 四」に追加)。

(11) 謄写本であるが、本来の保存状況に応じて作成されている。また史料編纂所の影写本作成時には調査されていない「裏書」を収録している点で貴重である。ただ、京極氏の花押については典型的なもののみを収録している。末尾には「大正八年十二月山口縣吉敷郡平川村佐々木寅介蔵本ニヨリ写之」と記されている。

(12) 中川四郎氏所蔵文書。東大史料編纂所蔵。

(13) 集古文書。

(14) 水戸彰考館蔵。

(15) 文書は継目に尼子氏の花押のあるものとないものに分かれており、そこには尼子氏の明確な意図が伺われる。例えば、京極導誉とその子高秀の文書には継目花押があるものが多いが、孫の高詮のものには3通を除けばみられない。うち2通は隠岐国那具村地頭職、1通は京都の屋敷地に関するものである。尼子氏は初代高久が高秀の子であって高詮の兄弟である。そのため、高詮は直系の先祖ではないのである。

応仁・文明期の尼子氏宛の文書の大半には継目花押があるが、一部無いものもみられる。無いものは、他の文書より重要で独立して扱われたものと、所領安堵に關係せず重要度が低いものに分かれる。前者の代表として京極生觀(応仁2年)と政経(文明11年)からの書下がある。後者の例には応仁2年10月23日京極生觀感状があ

る。10月20日の感状を補足する内容で、20日の感状では忠節に基づき「恩賞」を約束しているのに対して、23日の感状は忠節を賞すとともに三沢城について述べているのみである。所領の安堵や給与に関する文書には継目があり、それに直接触れないものは除かれているのである。

一部を述べたのみだが、継目の有無も整理し残された文書の意図を知る重要な手がかりである。

- (16) 年未詳神魂神社関係記録断簡（秋上文書、『大社町史』2434）に「竹矢ハ尼子殿公領にて候、代官ハ福頼殿、其下代官はかと申者」とある。
- (17) 高詮が明徳3年に一族の六郎左衛門尉（尼子高久）に所領を与えていたが、この場合は守護代となる以前であり、書状形式の文書で与えている（伊予佐々木文書、『佐々木』）。

当国大原郡近松庄事計申候、可有知行候也、恐々謹言

七月五日 高詮（花押）

六郎左衛門尉殿

- (18) 注(12)参照。『島根県史』第7巻。

- (19) 注(13)・(14)参照。『島根県史』第7巻。

- (20) ただし、文明14年（1482）12月2日に京極政経（政高）が牛尾五郎左衛門尉に寶生寺（持清）判形に任せて本知行分公田4町60歩分の段錢を免除した文書は付年号の書状形式である（集古文書、『大日本史料』第8編第14冊）。

- (21) 小野文書、『大社町史』2620。

- (22) 春日文書、『大社町史』958。

- (23) 阿陀加江の且分については、以下の史料〔五七号〕の下線部に具体的に述べられている。

雲州意宇郡青木兵庫助知行分事、自先年尼子形部少輔殿御計處、去六月比致参洛、田地五段由歎申間、尼子殿江可被去遣者可然由被仰下處、彼在所過分由御申間、形部少輔殿江被返遣者也、所詮彼在所内田地五段、青木為且分、自尼子殿可被遣者也、其外事者青木可止綺由可被申付、然上者多称分共以可被沙汰形部少輔殿御代官、尚以不可有無沙汰由依仰執達如件、

文明六年十一月九日

左衛門尉（花押）

沙 弥（花押）

生尾（牛尾）五郎左衛門尉殿

村井又次郎殿

多胡宗右衛門尉殿

- (24) 注(12)参照、『島根県史』第7巻。年号の比定は内容と花押の形状による。

- (25) 『新修島根県史』通史編1、川岡勉「中世出雲国における守護支配と国人一揆」（『尼子氏の総合的研究』その一、1992）など。これに対して米原氏前掲書では、正しく理解されている。

- (26) 本論文で引用したもの以外に、文明4年11月16日京極政高安堵状（小野文書、『大社町史』826）と文明16年10月19日京極政経寄進状（日御崎神社文書、『大社町史』878）がある（文明18年以前のものに限定）。

- (27) 『美保関町誌』上巻（1986）の中世編（藤岡大拙氏担当）では、幕府御料所のもとで、松田氏が美保郷地頭職を保持したとされる。拙稿『竹矢郷土誌』中世編（1989）ではじめて、料所=京極氏領であることを指摘し、次いで長谷川氏が「戦国期出雲国における大名領国の形成過程」（1993、『戦国大名尼子氏の研究』所収）で主張された。

- (28) 美保関を含む美保郷は承久の乱以降は出雲国守護佐々木氏の所領となり、以下のように一族で分割相続され

た。①泰清の孫扶清（茂清子）が「南浦氏」を名乗っている。②茂清の子を母とする沙弥覚照（美作国守護富田秀貞の守護代高泰）が、出雲大社三月会の頭役負担を求められた際に、南浦・七類・片江は自己の所領でないの直接催促することを求めている。③美保郷内の美保関を含む中心部分は泰清の後継者（当初は時清、後に頼泰か）に譲られた可能性が高い。

問題は南浦がどこかということだが、北浦に対する地名であり、実際の地形からすると現在の下宇部尾ではないか。美保郷は、美保関・福浦・諸喰の東部（塩治氏）と片江・七類・北浦・南浦の西部（南浦氏）に分割して譲られたと思われる。次いで南北朝の動乱の中で、東部を羽田井高泰が支配したことがあったが、後に反幕府方となつて没落し、その跡は新守護京極氏の支配するところとなつた

(29) 宝治2年12月日蔵人所牒写（肥後阿蘇品家文書、『鎌倉遺文』7024）

(30) 千家文書、『大社町史』358。

(31) 関東下知状（千家文書、『大社町史』284）。庄園については、平安末期の田数のままであるが、公領についてはその後の検注結果を反映したものとなっている。

(32) 論文の記述の流れの関係で、注として史料を引用しながら戦闘の経過を述べる。

①（応仁2）[一号]

去月廿日松田備前守猛勢にて押寄、富田庄内堺村発向之處、被官人清水彈正其外數輩被疵之条、尤神妙候、弥可被抽戦功候、恐々謹言、

応仁貳

七月六日

生觀（花押）

尼子刑部少輔殿

出雲国内での応仁・文明の乱は、応仁2年6月20日の松田備前守の富田城への攻撃から始まった。守護代尼子清貞は被官人を動員してこれに応戦し、7月1日には逆に松田備前守を十神山城に攻めている。その際、備前守と行動をともにしていたのは、田中（飯石郡か）・白紙（島根郡）・湯（意宇郡）・綿貫（？）・坂田（能義郡）・布弘（仁多郡）と備前守の親類・被官、さらには伯耆国と隠岐国の国人だった。7月末には意宇郡内岩坂、春日と伯耆国外波に三沢氏代官福頼氏と下川原氏を攻撃している。次いで8月1日には安来庄内の松田備前守の城と八幡富尾を攻撃した。八幡富尾については意宇郡とされることが多いが（『佐々木』、『尼子』）、岡崎氏の説かれるように能義郡内に比定すべきであろう。

②（応仁2）[二一号]

去月一日於安来松田備前守城并八幡富尾在所、為其之手被責落、敵大勢討捕、頸注文以下到来候、御忠節神妙之至候、就其雖少所候貳ヶ所進之候、同能義郡奉行職事、可被申付候、猶々兵糧以下有計略、当城事能々被抱候者、可為祝着候、当国事落居候ハヽ、即可然人体可申付候、聊無打置儀候、猶々今度儀条々粉骨至候、在城人衆堪忍神妙之由、可被申聞候、別尋進状候、委細多賀豊後守可申候、恐々謹言、

九月十一日

生觀（花押）

尼子刑部少輔殿

この勲功に対して京極生觀は、9月11日付けの書状で能義郡奉行職と小規模な所領2カ所を与えることを伝えた。そして後半には「当城」をよくよく相抱えたら祝着であるとして、問題が解決したら、しかるべき人物に与えると述べている。この「当城」とはどこであろうか。『佐々木』では富田城とするが、文脈からすると下線部の「安来松田備前守城并八幡富尾在所」であろう。一旦確保した城を保つことを命じるとともに、落ち着いた段階で恩賞として与えると述べている。ただ、10月20日生觀書状（③）によると、9月22日にも十神山城に山名六郎以下が立て籠もったとして出陣しており、安定的に確保していたわけではないことに注意しなけ

ればならない。この点については、責め落としたとする他の城についても同様である。9月25日には美保関へ兵を派遣して敵を破ったとする。前半の内容については、実際に9月11日に書下【6】を発給した。

③ [六号]

去七月廿八日岩坂・外波両所御敵數輦楯籠處令勢遣、仍敵悉被切散三沢代官福頼十郎左衛門尉討捕、同日於春日城合戦、被官神保与三左衛門尉・西木彦左衛門尉討死尤神妙至候、同九月十七日大東馬田城、同日春日城、同十九日湯岩屋城切落、同廿二日十神城山名六郎以下之楯籠處、自身令出陣御敵悉被追散候、同廿五日美保関表遣一勢敵悉被切散候、尤神妙至粉骨無比類候、恩賞事可相計候、恐々謹言

応仁貳

十月廿日

生観（花押）

尼子刑部少輔殿

次いで10月23日付書状（④）では、美保郷と美保関へ出兵したこととともに、三沢城が肝心であることが記されている。③で7月28日に岩坂（意宇郡）と外波（比定地不明）で敵を打ち破った際に、三沢代官福頼十郎左衛門尉を捕らえている。三沢氏も反京極氏の対馬守（為信、後述）と京極氏方の信濃守（為清）に分かれており、どちらが三沢城を掌握するかが焦点となっていたのだろう。

④ [二三号]

去月十八日令勢遣、春日城攻落、同日馬田城被追落候、同十九日湯郷岩屋城所々通路相塞、安来十神城ニ山名六郎・松田備前以下敵共楯籠處、同廿一日令出陣、彼城被攻落、同廿五日美保郷并美保関表遣一勢、敵被迫拵候、尤神妙至候、猶々連々忠節之儀無比類候、次三沢城事肝要候、早々落居候者可令祝着候、恐々謹言

十月廿三日

生観（花押）

尼子刑部少輔殿

(33) この動きを国人による宍道氏擁立の動きであると前出の川岡氏論文は評価するが、それならば京極氏と尼子氏の利害は共通し、このような返事にはならなかったはずである。

(34) 出雲国と隠岐国の守護職の継承次第については、『出雲塩冶誌』中世編で最新の分析結果を示している。

(35) 室町幕府引付頭人奉書（北島文書、『大社町史』）。佐藤進一氏は花押を確認しつつ、なお発給者を山名時氏とされ、時氏がこの当時隠岐国守護であったとされたが、成り立たない。この点については拙稿「中世史四題」（『矢上高校研究紀要』1988）で述べた。

(36) 佐藤進一氏『室町幕府守護制度の研究』（1988）。

(37) 前注(3)。

(38) この年8月に佐波氏が降伏しており、後述の山科家領問題が決着したことで、この文書が出された可能性が高い。

(39) 鴻池家旧蔵文書（『尼子』1714）。

(40) 三沢氏については「三沢大森大明神棟札写」（桜井家文書）がある。また、総光寺（三処郷内龜嵩に開設された寺院）が、毛利氏のもとで惣領となった為清・為虎父子に報告した「三沢殿御先祖次第」（総光寺文書）も注目される。三沢氏は重要拠点が三沢郷と三処郷、横田庄など複数あり、その惣領が一族内・兄弟間で頻繁に移動した可能性もあるが、基本的に三沢郷を支配する家が惣領家である。

三沢氏は承久の乱で三沢郷の地頭となり、14世紀初めの①為長の時代には出雲国へ下向し、その子に所領を分割して譲った。南北朝の動乱の初期の惣領②定喜は幕府方として活動していたが、觀応の擾乱期には惣領③為常（正喜）を中心に反幕府方に転じた。正平9年7月10日には為常とともに忠節を行っているとして「飯島四郎三郎」への感状（長府毛利家文書）が残されている。為常が出雲三沢氏惣領で、四郎三郎は庶子であろう。関連文

書によると建武3年には「飯島小三郎」が尊氏から新田義貞の追討を命ぜられている（同）。次いで、觀応2年（1351）には「飯島四郎三郎」が高師直・師泰兄弟の誅伐を命ぜられている（同）。「小三郎－四郎三郎」が三沢氏一族で小原を支配し、後には香折新宮を獲得した一流であろう。

応永11年（1404）には、総光寺住持明見が正喜（為常）から相伝した所領を見貞に譲っており（総光寺文書、『新修島根県史』史料編1）、惣領為常の時代には三処郷を獲得していた。三処郷は鎌倉後期には得宗領となり、建武3年（1335）には後醍醐天皇が鰐淵寺に地頭職を寄進しているが（鰐淵寺文書）、最終的には幕府から三沢氏が獲得していた。

その後継者が④正覚で、「三沢家譜」（三沢文書）では尾張守為忠と同一人物とするが、正覚は応安3年（1370）段階ですでに出家しており、康暦2年（1380）に山名時義から感状を与えられている「飯島尾張守」（三沢文書）は正覚とは別人で庶子の一人であろう。三沢氏一族も守護山名氏との関係を背景に所領を増やしていくが、明徳の乱で挫折し、惣領の交替があったと思われ、⑤覺了が次の惣領となった。覺了は応永29年（1422）には坪付（総光寺文書）に、玄威・源覚・為忠とともに署名している。これによれば、覺了の子が為忠であろう。

系図では15世紀前半の⑥為忠の代に初めて阿井・三処を本領とすると記す。そして永享11年（1439）の横田庄内馬場八幡宮棟札に「源信濃守為忠」とみえ、初めて横田庄に進出していることが確認できる（長谷川博史氏「出雲国三沢氏の権力基盤」、『山陰史談』26）。ところが、文安5年（1448）の総光寺住職の相続を安堵する文書には、源覚・覺了とともに⑦為清が署判をしている（総光寺文書）。為忠が死亡し、子ないしは弟である為清が相続したのである。その為清も文安元年（1444）には横田庄を支配していることが確認できる（岩屋寺文書、『新修島根県史』史料編1）。

一方、康正2年（1456）には京極氏と尼子氏のもとで活動する⑧対馬守為信がみえ（小野文書、『大社町史』747、748、750）、ついで横田庄の支配も確認できるが（長谷川氏前掲論文）、この人物が惣領であったとは断定できない。守護京極持清が出家する寛正元年（1460）以前の文書に「三沢信濃入道」がみえる（日御崎神社文書、『大社町史』794）。そして応仁年間頃に生観（持清）から出雲大社の問題について命じられている人物の一人に「三沢信濃守」がみえる（北島文書、『大社町史』792）。この「⑦信濃入道為清－⑨信濃守為清」が当時の三沢氏惣領で、それとは別に横田庄を譲られたのが対馬守であったのだろう。

この対馬守は応仁の乱の直前に反京極氏の中心となったため失脚する。一方、⑨信濃守為清は京極氏のもとで活動し、文明7年（1475）には近江国で討ち死にしている。その跡を承けたのは⑩為忠であった。左京亮為忠は寛正5年（1464）に日御崎社検校の相続を確認する7人の国人の一人として登場し（小野文書、『大社町史』1888。ただし、同書は年代比定を誤っている）、文明8年（1476）には横田庄（長谷川氏前掲論文）と神門郡荻原村（日御崎神社文書、『大社町史』831）の地頭であることが知られ、文明10年（1478）には三沢大森神社の棟札にもみえ、三沢氏惣領であることが確認できる。この為忠について、系図（三沢文書）は信濃守為清の子であるとするが、総光寺が毛利氏の時代の惣領為清・為虎父子に報告した「三沢殿御先祖次第」では、為忠の父を義好（対馬守為信か）であるとする。

為忠は左京亮から遠江守に進み、1510年代まで長きに亘って惣領の地位にあった。永正11年（1513）には尼子氏の横田庄攻撃を撃退している。永正6年には引退し、惣領の地位は嫡子左京亮に譲っていた。隠居領である横田庄には晩年の子である庶子為国、為幸、為隆を伴い、為国が横田庄三沢氏の惣領となった。為国は「次郎四郎→次郎左衛門尉→信濃守」であることが確認できるが（長谷川氏前掲論文）、三沢氏惣領の官職である「左京亮」には任官していない。為国は塩冶興久の乱では反尼子方となり、享禄4年（1531）に尼子氏の攻撃を受け降伏し、富田城へ幽閉された。そして天文5年には殺害された（この年にも反尼子氏の動きがあり、詮久は佐波氏や山内氏を攻撃している）。その兄弟で三刀屋氏へ養子に入っていた「三沢紀伊守」は享禄3年頃に尼子経久から

朝山郷稗原を恩賞として与えられており、三沢氏でも対応が分かれた（諸家文書纂、『尼子』214）。惣領左京亮の動向は史料がないため不明だが、天文9年（1540）の竹生島奉加帳（宝厳寺文書、『尼子』392）にみえる「三沢三郎四郎」がその後継者であろう。三郎四郎は惣領の官位である左京亮に進んだが、大内氏の尼子攻めに協力したため殺害され（岩屋寺快円覚書写、『尼子』652）、横田庄は尼子氏の直轄領となった。

- (41) 中川四郎氏所蔵文書。『中世政治社会思想』上で石井進氏が、出雲国では文明2年、8年、11年にこうした事件が起きていると説明されている。ただ、いずれもここに示されるほどの深刻な状況には至っておらず、文明16年の状況（尼子経久の段錢懈怠と富田周辺の押領、さらには出張＝軍事行動と佐波氏の合力）である可能性が強い。
- (42) この「三沢対馬守」は前に述べたように康正2年（1456）には尼子氏とともに大社による日御崎社領押領問題の解決に当たっている。
- (43) この文書は「佐々木京極一類ノ内江當ル感状證文等写」の中に含まれ、東大史料編纂所の影写本では「佐々木文書 四」に収録されている。次の【47】についても同様である。
- (44) 親元日記別録、『大日本史料』第8編第8冊。
- (45) 法王寺文書（以下も牛藏寺については同じ）。
- (46) 親元日記別録、『大日本史料』第8編第7冊。
- (47) 注(35)と同じ。
- (48) 注(35)と同じ。
- (49) 塩冶氏については、『出雲塩冶誌』中世編（2009）を参照。
- (50) 日御崎神社文書、『大社町史』812。
- (51) 2月27日京極生観書状（北島文書、『大社町史』792）。
- (52) 京都朝山文書、長谷川博史『戦国大名尼子氏の研究』。
- (53) 出雲朝山系図。拙稿「出雲朝山氏関係系図を読む」（『島根史学会報』23、1993）。
- (54) 山科家礼記。『大社町史』817以下（以下山科家領については同じ）。
- (55) この時期の問題について前注(22)の川岡論文では、本稿の理解とは異なり以下のように整理されている（筆者が要約）。
- 文明8年には松田氏を中心とする能義郡一揆が起り、国人一揆が相次ぐが文明11年には佐波、三沢氏が京極氏に降参して反乱は鎮圧。將軍に直結するはずの佐波氏も幕命に背いて尼子氏に合力。京極政経・尼子経久を中心とする形で分国支配は一応安定した。
- このような理解と文明16年の尼子氏追放に至る過程はどうつながるのであろうか。
- (56) 出雲朝山文書。『新修島根県史』史料編1。
- (57) 注(44)と同じ。
- (58) 注(44)と同じ。
- (59) 『陰徳記』など。
- (60) 「同（佐々木）治部少輔江當ル感状其外證文等之謄」に含まれ、影写本では「佐々木文書 三」に収録されている。
- (61) 吉川家文書、『尼子』84。
- (62) 吉川家文書、『尼子』16。
- (63) 景山輔久『花栗村とその周辺』（2002）。
- (64) 集古文書、『尼子』85。勝田勝年「尼子経久の出雲富田城攻略説に就いて－尼子政権の成立に関連して－」

(『國學院雑誌』第79巻第12号、1978年)には、これを受けて、三沢為忠が牛尾氏とともに経久を追討したことを報じ、政経がこれを賞したこと記す。

- (65) 伝尼子経久画像贊(洞光寺蔵)、『尼子』89。
- (66) 広永31年4月25日出雲国守護京極氏奉行人奉書(小野文書、『大社町史』655)。
- (67) 『出雲塩冶誌』中世編参照。
- (68) この点についても『出雲塩冶誌』中世編を参照。
- (69) 米原正義『出雲尼子一族』。
- (70) 弘長寺阿弥陀如来坐像胎内銘、『金寶山弘長禪寺 阿弥陀如来坐像』(2006)に天文3年(1534)段階で8才とある。またこの前後のこととは『出雲塩冶誌』中世編を参照。
- (71) 出雲朝山文書。『新修島根県史』史料編1。
- (72) この点については、拙稿「東大史料編纂所蔵中川四郎氏所蔵文書について」(『三刀屋高校研究紀要』第17号、2002)で述べた。
- (73) 東大史料編纂所蔵中川四郎氏所蔵文書卷5-19。
- (74) ここで分析している長谷川氏の見解は「戦国期出雲国における大名領国の形成過程」と「戦国期大名権力の形成—尼子氏による出雲国奉公衆塩冶氏の掌握と討滅ー」(同氏『戦国大名尼子氏の研究』所収)による。
- (75) この点については『出雲塩冶誌』中世編で述べた。
- (76) 長谷川氏は天文21年(1552)の出雲大社上官佐草氏と井田氏の相論で国久が重要な役割を果たしたことを述べられる。それに対し、筆者は天文23年の長谷氏と別火氏の相論には国久が関わっていないことを確認した(『出雲塩冶誌』中世編)。その背景として尼子政権内部での世代交代と、出雲大社造営をきっかけとする出雲国西部の支配体制の進展があったことを明らかにした。新宮党でも国久に替わって嫡子誠久とその弟敬久の二頭政治へと移行し、多賀氏を中心とする富田衆が西部の支配にかかわるなど、体制内部の再編成は順調に進んでいたのである。
- (77) この部分についても『出雲塩冶誌』中世編で述べている。
- (78) 本郷和人『武力による政治の誕生』(2010)の中でも研究の危うさについて述べられている。

(はら けいぞう 松江商業高等学校教諭)